

経済産業省

資源エネルギー庁

省エネルギー課 御中

令和5年度エネルギー需給構造高度化対策調査等事業
（家庭部門におけるエネルギー小売事業者等による
省エネ促進手法に関する調査

調査報告書

（公開版）

令和6年3月

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

目次

I. 調査の背景・目的.....	1
II. 調査内容	2
1 エネルギー小売事業者の省エネ情報提供の取組を評価する仕組みの運用.....	2
1.1 背景	2
1.2 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用について	3
2 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直し.....	35
2.1 2024年度の運用改正案	35
2.2 ベストプラクティス集の更新	41
2.3 2024年度の運用スケジュール	44
2.4 ガイドラインの見直し	45
III. Appendix.....	47
1 「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」開催概要.....	47
1.1 第1回概要	47
2 エネルギー小売事業者による省エネ情報提供の実施状況に関する報告様式.....	53

I. 調査の背景・目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、徹底した省エネを進めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大に向けた対策を強化していくことが必要である。これらを踏まえ、令和3年10月に策定された第6次エネルギー基本計画においては、2030年度に6,200万kl（原油換算）の省エネルギーを達成するとして目標が上積みされたところである。

このうち、家庭部門の省エネは1,200万klを占めており、家庭部門における省エネは2030年度目標の達成を左右する重要な要素となっている。徹底した省エネを実現するため、産業・業務部門に関してはベンチマーク制度の流通・サービス業への拡大や中小企業に対する支援強化、家庭部門については住宅等のゼロ・エネルギー化、運輸部門については次世代自動車の普及等を重要施策として掲げている。

家庭部門の省エネの推進においては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）に基づくトップランナー制度により、家電機器の効率向上を促すとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）により、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図ってきた。他方、2030年エネルギーミックスに向けては、家庭部門における省エネの進捗は遅れている状況にある。エネルギー小売事業者による一般消費者への省エネ情報提供によって56万klの省エネを達成するとされており、更なる取組強化の検討が必要である。

そのため、一般消費者と直接の接点を持つエネルギー小売事業者等による情報提供による省エネを進めるため、「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」（以下「検討会」という。）等において、一般消費者へ提供すべき情報の内容や提供方法、エネルギー小売事業者の情報提供の取組を評価する仕組みについて議論を行っているところである。令和3年度の検討会においては、「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針」（平成18年経済産業省告示第235号。以下「指針」という。）の中でエネルギー小売事業者が提供すべき情報として定めている項目の改定や、事業者が参照すべき「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改定について議論を行った。また、エネルギー小売事業者の情報提供の取組を評価・公表する仕組み（以下「省エネコミュニケーション・ランキング制度」という。）について、令和4年度に本格運用を開始した。

上記を踏まえ、本事業では、エネルギー小売事業者の更なる省エネ情報提供を促進するため、「省エネコミュニケーション・ランキング制度」の運用を行うとともに、指針やガイドラインの制度改正について更なる検討を行った。

具体的には、エネルギー小売事業者の省エネ情報提供の報告に関する集計等を行うとともに、その結果を整理した上で評価委員会を開催し、議論・評価を行った。また、得られた結果を基に検討会で議論を行い、制度改正を含めて検討を実施した。

II. 調査内容

1 エネルギー小売事業者の省エネ情報提供の取組を評価する仕組みの運用

1.1 背景

2022年度は、エネルギー小売事業者の更なる省エネ情報提供を促進するため、エネルギー小売事業者の情報提供の取組を評価する仕組み（省エネコミュニケーション・ランキング制度）の本運用を開始し、指針やガイドラインの制度改正について更なる検討を行った。具体的には、2021年度検討を行った運用スキームに従い、エネルギー小売事業者に対して情報提供の取り組み状況に関する報告を求め、評価委員会を開催して評価結果の報告及び評価スキームについて議論を行った。

更に、家庭部門における更なる省エネの促進を目的とし、省エネコミュニケーション・ランキング制度におけるエネルギー小売事業者からの報告、評価結果を基に検討会で議論を行い、一般消費者の省エネ行動を促すための情報提供の在り方について制度改正を含めて検討を行った。

上記を踏まえ、本事業においては、引き続き、本制度の運用を行い、エネルギー小売事業者の省エネ情報提供の報告に関する集計等を行うとともに、その結果を整理した上で評価委員会を開催し、議論・評価を行った。また、得られた結果を基に検討会で議論を行い、一般消費者の省エネ行動を促すための情報提供の在り方について制度（指針、ガイドライン等）の改正を含めて検討を実施した。

1.2 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用について

1.2.1 省エネコミュニケーション・ランキング制度 説明会の開催

エネルギー小売事業者からの報告様式の提出率を高めるため、下表に示す通りに制度説明会を開催した。主な議題は、省エネコミュニケーション・ランキング制度の概要、省エネコミュニケーション・ランキング制度の変更点、様式の記入に関する注意事項及び方法、スケジュールであった。

開催日時	参加者
2023年7月4日(火) 14:00~14:45	日本ガス協会 日本ガス協会会員企業 資源エネルギー庁省エネルギー課 みずほリサーチ&テクノロジーズ
2023年7月5日(水) 11:00~11:45	小売電気事業者 電気事業連合会 資源エネルギー庁省エネルギー課 みずほリサーチ&テクノロジーズ
2023年7月14日(金) 15:30~16:00	全国LPガス協会 全国LPガス協会会員企業 資源エネルギー庁省エネルギー課 みずほリサーチ&テクノロジーズ

1.2.2 省エネコミュニケーション・ランキング制度 2023年度実施概要

2023年度は表1のとおり、エネルギー小売事業者(電気、都市ガス、LPガス)から報告様式の提出があり、事務局にて採点を実施したのち、評価委員会において議論を行い、各社の評価を確定させた。

表 1 エネルギー小売事業者からの報告様式の提出状況

対象	家庭へのエネルギー供給実績のあるエネルギー小売事業者
方法	各業界団体又は資源エネルギー庁経由でメールにて報告様式の提出を要請
実施時期	2023年6月23日(金)～8月31日(木)
提出状況	<p>【電気】 提出事業者数：89者（小売契約件数30万件超の事業者19者が提出） ※2022年度の回答事業者数は136者</p> <p>【都市ガス】 提出事業者数：76者（小売契約件数30万件超の事業者12者が提出） ※2022年度の回答事業者数は41者</p> <p>【LPガス】 提出事業者数：11者（小売契約件数30万件超の事業者2者が提出） ※2022年度の回答事業者数は6者</p>

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料）

報告様式における報告内容は表2の通りであった。

表 2 エネルギー小売事業者の報告内容の概要

表番号	項目	概要
第1表（基本情報）	<ul style="list-style-type: none"> 報告の対象となる事業 当該事業の小売供給契約の件数 小売供給契約の件数が30万件以下の場合、本様式の記入内容に基づく評価結果の資源エネルギー庁ウェブページにおける公表意向の有無 情報提供の実施状況をまとめたウェブページのURL等 	—
第2表（基礎項目）	指針1. (1)～(4)	<ul style="list-style-type: none"> 提供状況 提供内容 ウェブページのURL
	指針2. 他世帯比較	<ul style="list-style-type: none"> 集約状況 具体的な集約内容
	指針3. 情報の集約性	
第3表（追加項目、提供内容）	追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に資する情報 ※小売電気事業者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 提供状況 提供取組 提供内容 情報の集約状況 ウェブページのURL
	追加項目2. 供給する電気の電源構成に関する情報 ※小売電気事業者のみ	
	追加項目3. 時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量	

表番号	項目	概要
	を見える化した情報	
	追加項目 4. 一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報 ※小売電気事業者のみ	
	指針 1.(5) その他、エネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供	
(2) 第4表 (追加項目、提供方法)	追加項目 1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況 ・実施内容 ・ウェブページの URL
	追加項目 2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	
	追加項目 3. 提供する情報の閲覧率を高める工夫	
	追加項目 4. 提供する情報の閲覧率の測定	
	追加項目 5. その他提供方法に関する創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況 ・実施取組 ・実施内容 ・ウェブページの URL

(出典：報告様式よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成)

表 3 評価項目及び配点（小売電気事業者）

合計：145点満点

提供方法 提供内容		基礎点 (指針で規定)		加点			
		提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ関連の 高まるタイミングで のプラン型の情報 提供	追加項目2. 顧客属性を基にし た情報提供方法 の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲 覧率を高める工夫 追加項目4. 提供する情報の閲 覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信チャネルの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
基礎点 (指針で規定)	新計1.(1)毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【90点】 ○提供の有無： 15点×5項目 =75点 ○集約性：15点					
	新計1.(2)過去一年間の月別 消費量及び料金						
	新計1.(3)機器の使用方法の工夫 による省減率及び削減額						
	新計1.(4)省エネ設備の性能と 助成制度						
	新計2.類似世界比較						
加点	追加項目1. 省エネエネルギーへの転換に関する情報	加点【20点】 ○提供の有無： 4点×4項目=16点 ○集約性： 1点×4項目=4点	加点【10点】 ○実施の有無： 5点×2項目=10点 ※各内容ごとに1つでも 実施していれば5点	加点【15点】 ○工夫の有無： 10点 ○閲覧率の 測定：5点	加点【5点】 ○実施の有無：5点		
	追加項目2. 供給する電気の電源構成に関する情報						
	追加項目3. 時間帯に合わせた緩やかに エネルギー消費量を見える化した情報						
	追加項目4. 一般消費者が行う電気の節電の最適 化に関する情報						
	指針1.(5)その他、エネルギーの活用の上 で合理的なエネルギー一般消費者の行動変容を促す 情報等、エネルギー小売事業者の創発への 実施する一般消費者向けエネルギーの使 用の合理化に関する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の平準化・ピーク 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 電源ごとの省エネ目標の設定 5. その他						

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料)

表 4 評価項目及び配点 (都市ガス及びLP ガス小売事業者)

合計：130点満点

提供方法		基礎点 (指針で規定)		加点			
		提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の 高まるタイミングで のプッシュ型の情報 提供	追加項目2. 顧客属性を基にし た情報提供方法 の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲 覧率を高める工夫 追加項目4. 提供する情報の閲 覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
基礎点 (指針で規定)	指針1.(1)毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【90点】 ○提供の有無： 15点×5項目 =75点 ○集約性：15点					
	指針1.(2)過去一年間の月別 消費量及び料金						
	指針1.(3)機器の使用法の工夫 による削減量及び削減額						
	指針1.(4)省エネ設備の性能と 助成制度						
	指針2. 類似世帯比較						
加点	追加項目1. 非化石エネルギーに資する情 報 対象外	加点【5点】 ○提供の有無： 4点×1項目=4点 ○集約性： 1点×1項目=1点	加点【10点】 ○実施の有無： 5点×2項目=10点 ※各内容ごとに1つでも 実施していれば5点	加点【15点】 ○工夫の有無： 10点 ○閲覧率の 測定：5点	加点【5点】 ○実施の有無：5点		
	追加項目2. 供給する電気の電圧値に関する情報 対象外						
	追加項目3. 時間毎にきめ細やかに エネルギー消費量を見える化した情報						
	追加項目4. 一般消費者に必要の最適 化に資する情報 対象外						
	指針1.(5) その他、エネルギーの使用の合 理化に関して一般消費者の行動変容を促す 情報等、エネルギー供給事業者の創意により 実施する一般消費者が行うエネルギーの使 用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、 イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他					加点【5点】 ○提供の有無：5点	

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和5年度第1回) 事務局資料)

また、評価方法 (ランク水準) は表5に示す通りであった。

表 5 評価方法 (ランク水準)

2022年度	
配点	ランク水準 (得点率)
■小売電気事業者 満点：145点 基礎点：90点、加点：55点	★★★★★：90%以上 ★★★★☆：70%以上 90%未満 ★★★☆☆：50%以上 70%未満
■都市ガス小売事業者、LP ガス小売事業者 満点：130点 基礎点：90点、加点：40点	★★☆☆☆：30%以上 50%未満 ★☆☆☆☆：10%以上 30%未満

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和5年度第1回) 事務局資料)

1.2.3 評価結果

報告様式の評価結果を以降に示す。

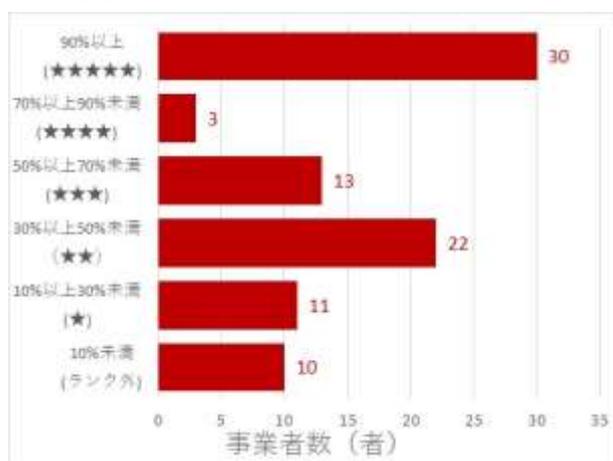
(1) 小売電気事業者の評価結果

① 評価結果の分布

2022 年度と比べて、★5 事業者が増加した (21 事業者⇒30 事業者)。なお、2022 年度と比べて提出事業者数が大幅に減少しているが、多くは 2022 年度に★1、ランク外であった事業者が未提出となったことによるものであった。

図 1 のとおり、★5 の事業者と低評価の事業者に二極化している状況となっている。

➤ 小売電気事業者 (89者)



➤ (参考) 2022年度 (136者)

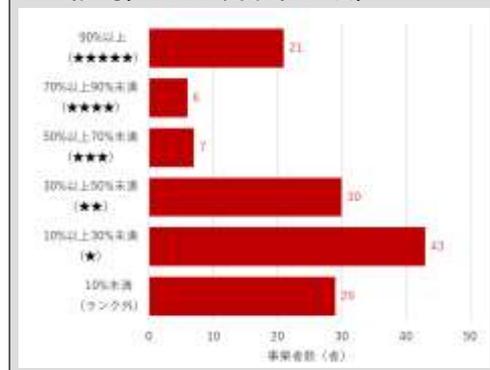


図 1 小売電気事業者 (89 者) の評価結果の分布

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 5 年度第 1 回) 事務局資料)

2022 年度提出したが、2023 年度提出しなかった事業者の 2022 年度の評価結果は図 2 の通りとなっており、★1、ランク外の事業者が 2023 年度に提出しなかったことが大きな要因であった。低評価となっている事業者の本制度への継続的な参加をどのように促すかが課題である。

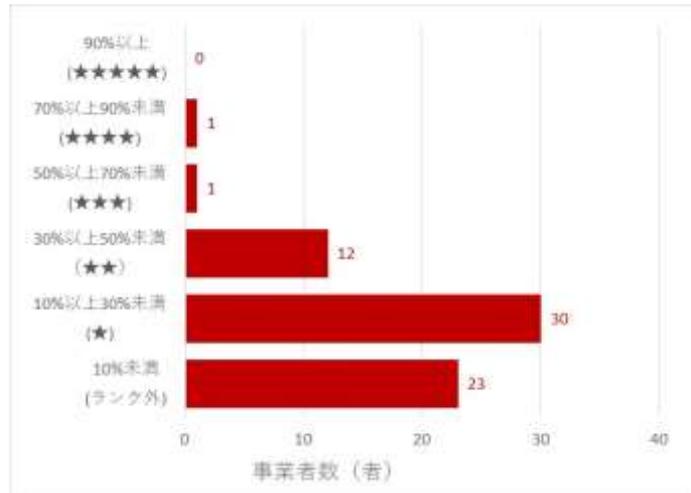


図 2 2023 年度に提出しなかった事業者の 2022 年度の評価結果の分布 (67 者)

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 5 年度第 1 回) 事務局資料)

② 各ランクの平均得点率 (小売電気事業者)

★5 事業者はいずれも基礎点が満点。★4 事業者でも基礎点の平均得点率は 80%以上であった。

2022 年度と比べて、全体の傾向に大きな変化は見られない。

表 6 各ランクの平均得点率 (小売電気事業者)

➤ 小売電気事業者 (89者)

	合計	基礎点	加点
90%以上 (★★★★★)	99.3%	100.0%	98.2%
70%以上90%未満 (★★★★)	83.7%	83.3%	84.2%
50%以上70%未満 (★★★)	57.7%	57.7%	57.8%
30%以上50%未満 (★★)	40.1%	42.4%	36.3%
10%以上30%未満 (★)	25.6%	31.8%	15.5%
10%未満 (ランク外)	0.9%	0.0%	2.4%

➤ (参考) 2022年度 (136者)

	合計	基礎点	加点
90%以上 (★★★★★)	98.9%	100.0%	97.0%
70%以上90%未満 (★★★★)	81.4%	83.3%	78.0%
50%以上70%未満 (★★★)	56.7%	61.9%	47.4%
30%以上50%未満 (★★)	38.9%	45.0%	27.9%
10%以上30%未満 (★)	22.7%	29.5%	10.4%
10%未満 (ランク外)	0.5%	0.0%	1.4%

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 5 年度第 1 回) 事務局資料)

③ 評価結果（小売電気事業者：基礎点）

満点の事業者 30 者のうち、小売契約件数 30 万件超の事業者と 30 万件以下の事業者が 15 者ずつであった。60 点未満の 48 者のうち、35 者が 30 万件以下の事業者となっている。

現行指針 1.(1)～(4)を提供していれば 60 点獲得可能であるところ、多くの事業者（特に中小規模事業者）が現行指針に該当する情報を提供できていない。

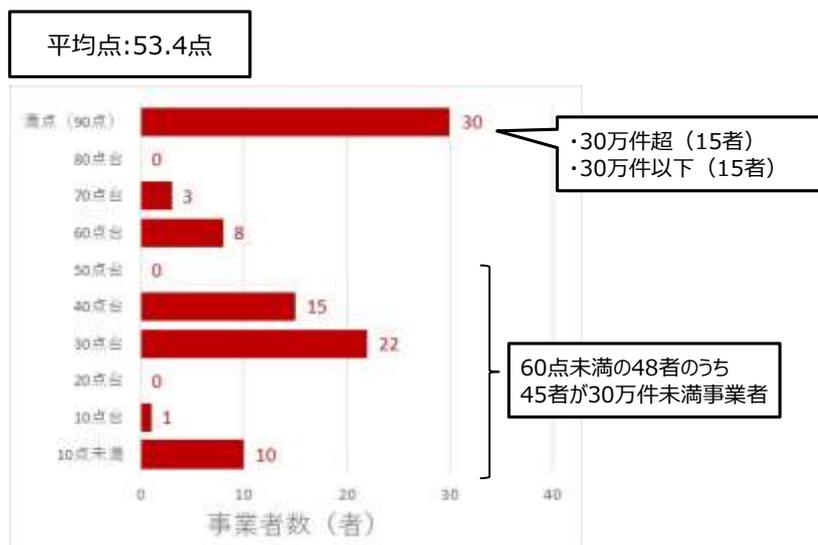


図 3 基礎点の分布（小売電気事業者）

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料）

④ 評価結果（小売電気事業者：加点）

55 点満点中、20 点以下の事業者が 52%を占める一方、31 者が 50 点以上を獲得している。基礎点の取組を実施している事業者は、加点に該当するような創意工夫のある情報提供に取り組んでいる傾向が見受けられる。

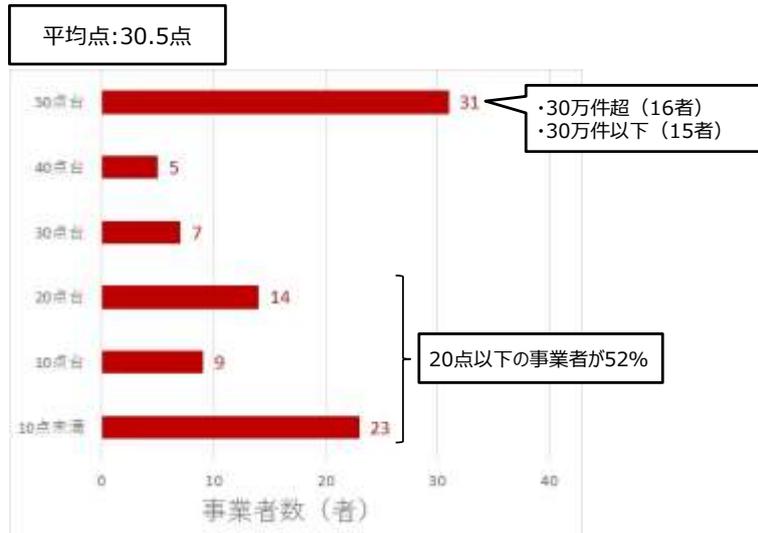


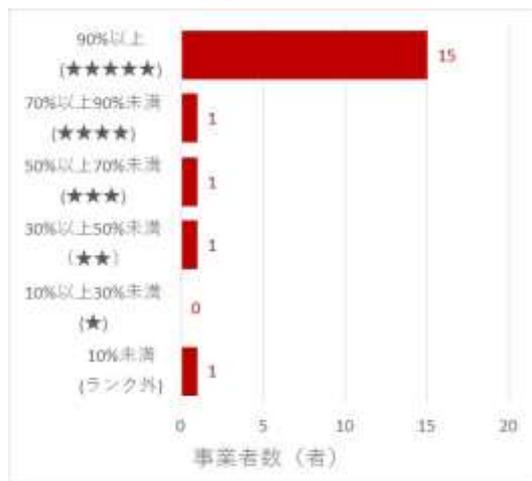
図 4 加点の分布 (小売電気事業者)

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 5 年度第 1 回) 事務局資料)

⑤ 評価結果 (小売電気事業者：全体 (契約件数別))

契約件数別に採点結果の分布をみると、30 万件超の事業者は約 8 割が★5 を獲得している。他方、30 万件以下の事業者については★5 からランク外まで幅広く分布している状況であった。

➤ 契約件数30万件超 (19者)



➤ 契約件数30万件以下 (70者)

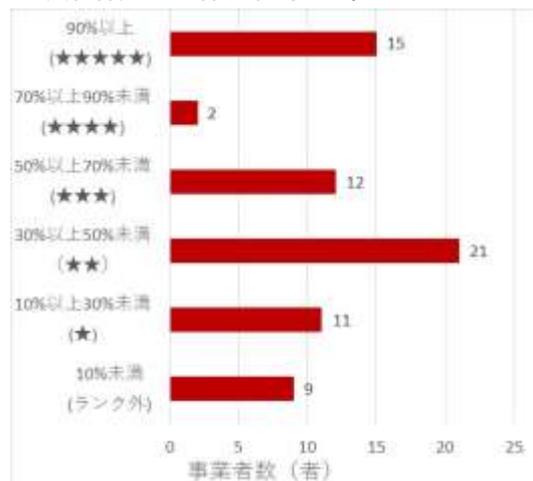


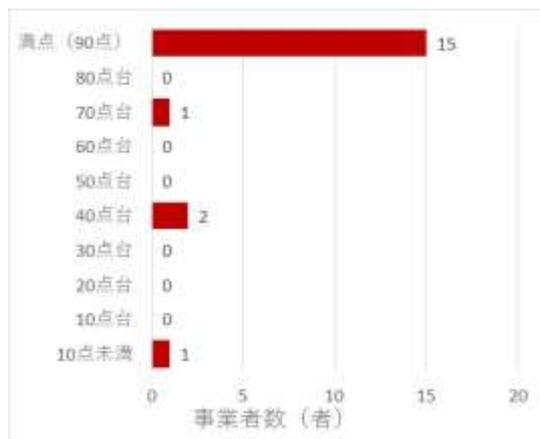
図 5 小売電気事業者による契約件数別の評価結果の分布 (全体)

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 5 年度第 1 回) 事務局資料)

⑥ 評価結果（小売電気事業者：基礎点（契約件数別））

評価結果全体の状況と同様に、基礎点の分布状況についても多くの30万件超事業者が高得点を獲得している一方で、30万件以下の事業者については満点から10点未満に幅広く分布している状況である。

➤ 契約件数30万件超（19者）



➤ 契約件数30万件以下（70者）

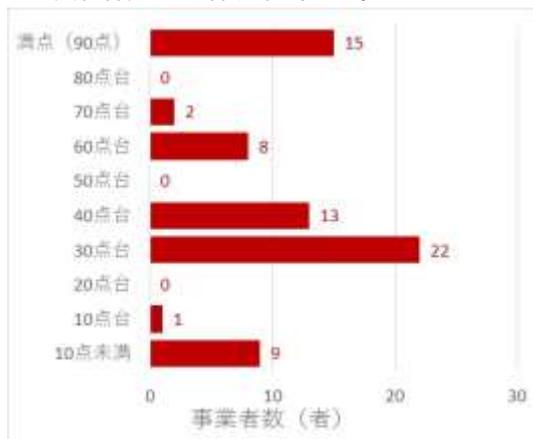


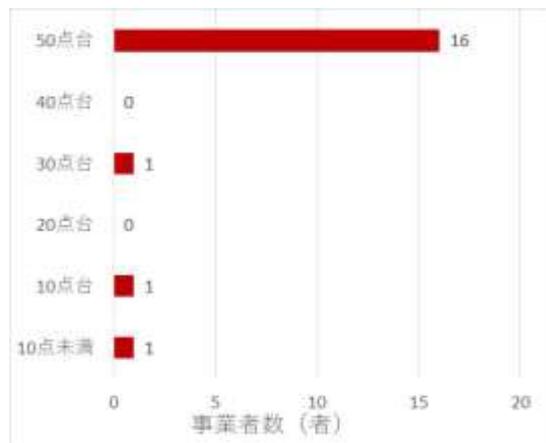
図 6 小売電気事業者による契約件数別の評価結果の分布（基礎点）

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料）

⑦ 評価結果（小売電気事業者：加点（契約件数別））

加点部分の分布状況についても、多くの30万件超事業者が高得点を獲得している一方で、30万件以下の事業者については50点台から10点未満に幅広く分布している状況であった。

➤ 契約件数30万件超（19者）



➤ 契約件数30万件以下（70者）

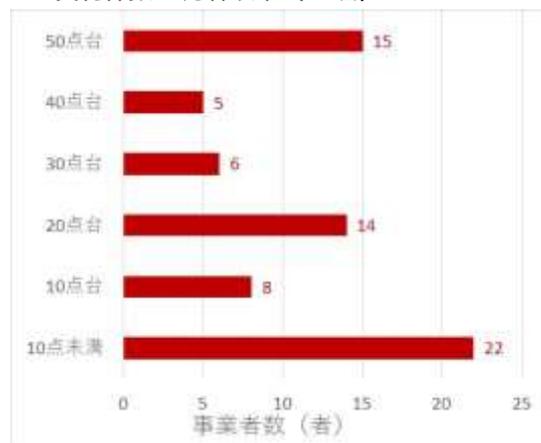


図 7 小売電気事業者による契約件数別の評価結果の分布（加点）

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料）

㊦ 各情報項目の提供状況

各情報項目の提供状況を参考として表 7 に示す。現行指針においては、指針①及び②は 85%超の事業者が提供済みである一方、指針③及び④は 45～55%程度であった。但し、2022 年度と比較し、指針①～④の提供状況は改善している。

表 7 各情報項目の提供状況（小売電気事業者）

- 合計：145点満点（基礎点：90点、加点：55点）
- 平均：84.0点（基礎点53.4点 加点30.5点）

▶ 配点表

※下表において括弧内に示す値は各項目の実施率を示す。

内容	提供方法	基礎点(指針で規定)		加点				
		提供有無	指針3 集約性	省エネ意識の高まる タイミングでのプッシュ 型の情報提供	顧客属性を基にした 追加的情報提供	情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫		その他の 創意工夫
						工夫の有無	閲覧率	
基礎点 (指針で規定)	指針① 毎月の消費量の 前年同月値	15点 (87%)	15点 (42%)	5点 (62%)	5点 (42%)	10点 (60%)	5点 (48%)	5点 (36%)
	指針② 過去一年間の月別 消費量及び料金	15点 (88%)						
	指針③ 機器の使用法の工 夫による削減量及び削 減額	15点 (57%)						
	指針④ 省エネ設備の性能と 助成制度	15点 (45%)						
	指針2 類似世帯比較	15点 (38%)						
加点	非化石エネルギーへの転換	4点 (64%)	1点 (42%)	5点 (37%)				
	電源構成の開示	4点 (70%)	1点 (47%)					
	時間毎等のきめ細やかなエネ ルギー消費量の見える化	4点 (81%)	1点 (72%)					
	電気の需要の最適化	4点 (67%)	1点 (46%)					
	その他の創意工夫							

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料）

また、各情報項目の提供状況の年度間比較を行ったところ、表8の通りであった。

表 8 各情報項目の提供状況の年度間比較（小売電気事業者）

両年度ともに回答している事業者（69者）を対象とした平均得点は、以下の通り。
 ● 2023年度平均得点：87.0点（基礎点：57.6点、加点：29.4点）
 ● 2022年度平均得点：78.2点（基礎点：53.5点、加点：24.8点）

※2023年度平均得点は、新たに評価対象に追加された非化石エネルギー転換に関する項目（4点）及びその集約性に関する項目（1点）を除いた、140点満点のもの。

▶ 両年度ともに回答している事業者を対象に、下表に2023年度の平均実施率と2022年度の平均実施率（括弧内）を示す。

内容	提供方法	基礎点(指針で規定)		加点				
		提供有無	【追加】集約性	省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	顧客属性を基にした追加的情報提供	情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫		その他の創意工夫
						工夫の有無	閲覧率	
基礎点 (指針で規定)	指針① 毎月の消費量の前年同月値	91% (87%)	45% (36%)	64% (48%)	46% (39%)	61% (55%)	49% (45%)	41% (32%)
	指針② 過去一年間の月別消費量及び料金	93% (91%)						
	指針③ 機器の使用方法的工夫による削減量及び削減額	61% (57%)						
	指針④ 省エネ設備の性能と助成制度	49% (43%)						
	【追加】類似世帯比較	45% (42%)						
加点	時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化	86% (75%)	75% (59%)					
	電力需給状況に応じたエネルギー消費（上げDR・下げDR等）を促す情報	74% (45%)	51% (35%)					
	電源構成の開示	77% (74%)	52% (39%)					
	その他の創意工夫	42% (39%)						

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料）

⑨ 追加項目1：「非化石エネルギーへの転換に資する情報」の提供状況

2023年度の本制度における新規の追加項目1：「非化石エネルギーへの転換に資する情報」の提供状況は図8及び表9のとおりであった。

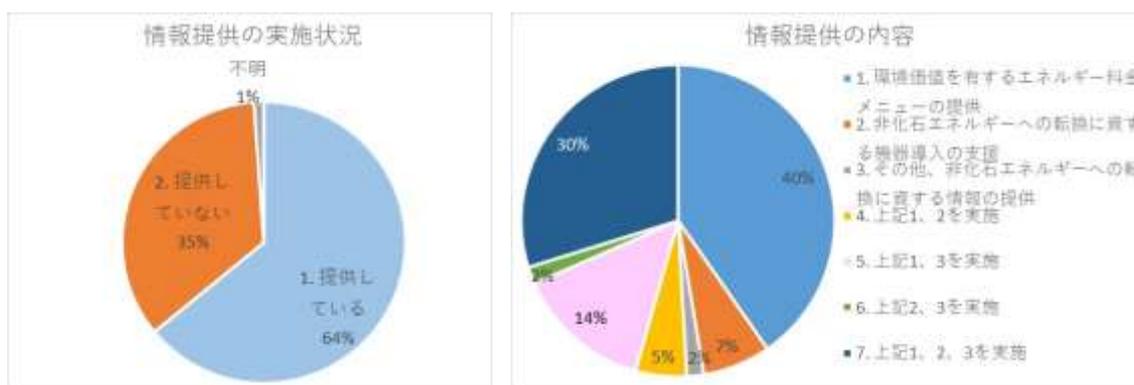


図 8 非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供状況及び提供内容

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料）

表 9 非化石エネルギーへの転換に資する情報の主な提供事例

分類	具体事例
1.環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供 (57社中51社、89%)	<ul style="list-style-type: none"> 非化石証書の仕組みを利用して、実質的に再生可能エネルギー100%、CO2排出量実質ゼロの料金メニューを提供。
2.非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援 (57社中25社、44%)	<ul style="list-style-type: none"> 当社がお客さまのお宅の屋根に太陽光発電設備を設置し設備を所有。お客さまは定額利用料を毎月支払うことで初期費用0円で太陽光発電の電気を使用することが可能なサービスを提供。 太陽光の発電量に応じてポイントが貯まるサービスを提供。 電気自動車やZEH補助金など、非化石エネルギーへの転換に資する機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報を提供。 日中の余剰電力を有効活用する蓄電池の導入支援サービスを提供。
3.その他、非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供 (57社中27社、全体の47%)	<ul style="list-style-type: none"> 電気料金のご利用明細書へ電気料金、電気使用量とともにCO2フリープランを契約している需要家に向け“今月のCO2削減量”を表示し情報提供。 お客さまから頂いた依頼内容をもとに非化石価値取引市場にて証書の入札を行い、お客さまへお渡しする非化石証書代行サービスを提供。 当社が販売する電気に対する非化石証書の使用状況に関する情報を提供。

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料)

⑩ 追加項目4：「電気の需要の最適化に資する情報」の提供状況

「非化石エネルギーへの転換に資する情報」と同様に、2023年度の本制度において新たに追加された項目「追加項目4：電気の需要の最適化に資する情報」の提供状況は図9及び表10のとおりであった。

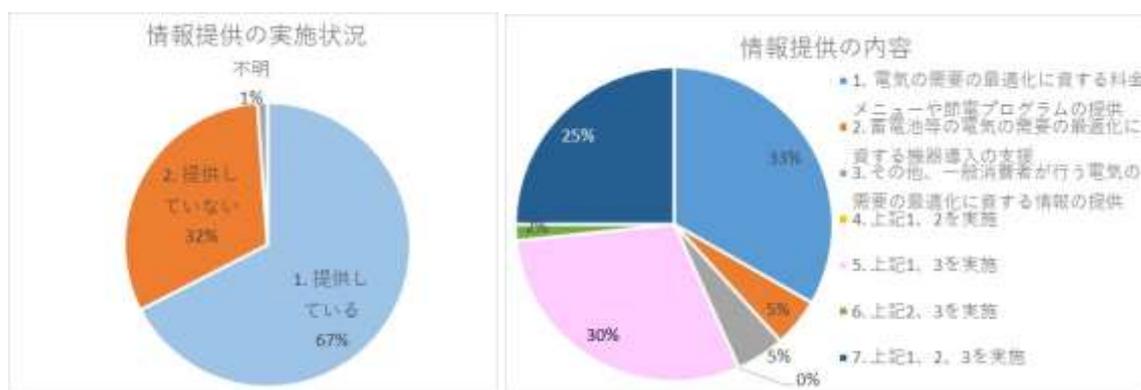


図 9 電気の需要の最適化に資する情報の提供状況及び提供内容

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料)

表 10 電気の需要の最適化に資する情報の主な提供事例

分類	具体事例
1.電気の需要の最適化に資する料金メニューや節電プログラムの提供 (60社中53社、全体の88%)	• 対象日時において節電や電力使用のシフトにご協力いただいたお客様に特典ポイントを付与または電気料金を割引する節電プログラムを提供。
	• 脱炭素社会の実現に向けた消費者行動をゲーミフィケーションで後押しする行動変容型ダイヤモンドレスポンスサービスを実施。
	• 30分ごとに変動する市場価格を反映した適正価格で電力を利用可能な市場連動型メニューを提供。
	• 料金シミュレーションによる最適メニューの提供。
2.蓄電池等の電気の需要の最適化に資する機器導入の支援 (60社中19社、全体の32%)	• 戸建住宅に設置する太陽光設備や蓄電池、エコキュート、IH、V2H機器をリースでご利用いただけるサービスを提供。
	• お客さまは、初期費用0円で対象機器を設置し、毎月一定のリース料金をお支払いいただく。
	• スマートリモコンの機能と、自宅の電力使用量や太陽光発電の発電量を計測・分析できる機能を兼ね備えた機器の販売。
3.その他、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供 (60社中37社、全体の62%)	• 電力需給ひっ迫警報や電力需給ひっ迫注意報の発令時には、Webページに掲載することで情報を提供し、スマホアプリにDRの募集通知及びメッセージ配信をすることで節電を要請。
	• 当社HPのコラムにて様々な節電方法や、電力需要の最適化に向けた下げDR、上げDRに関する内容を掲載。

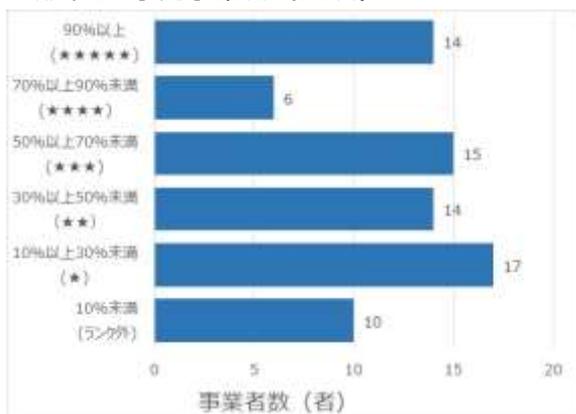
(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料)

(2) 都市ガス小売事業者の評価結果

① 評価結果の分布

2022年度と比較して提出事業者数は大幅に増加し(41者⇒76者)、2021年度の水準(70者)に回復した。評価ランクの分布について、全体の傾向は2022年度とほぼ同様であった。

➤ 都市ガス小売事業者(76者)



➤ (参考) 2022年度(41者)

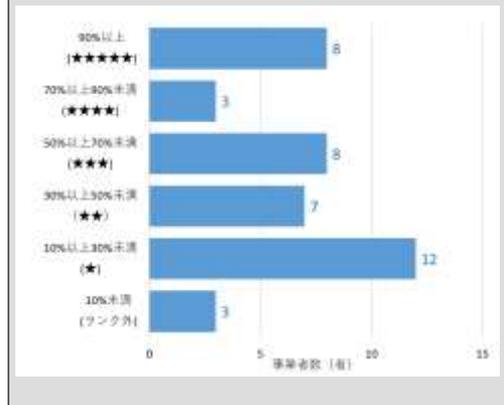


図 10 都市ガス小売事業者(41者)の評価結果の分布

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会(令和5年度第1回)事務局資料)

② 各ランクの平均得点率(都市ガス小売事業者)

★5獲得事業者は基礎点が満点、★4事業者でも基礎点の平均得点率は85%以上であった。2022年度と比べて傾向に大きな違いは見られなかった。

表 11 各ランクの平均得点率(都市ガス小売事業者)

➤ 都市ガス小売事業者(76者)

	合計	基礎点	加点
90%以上 (★★★★★)	97.8%	100.0%	92.9%
70%以上90%未満 (★★★★)	77.4%	86.1%	57.9%
50%以上70%未満 (★★★)	60.5%	68.9%	41.5%
30%以上50%未満 (★★)	40.3%	52.4%	13.2%
10%以上30%未満 (★)	17.6%	25.5%	0.0%
10%未満 (ランク外)	0.4%	0.0%	1.3%

➤ (参考) 2022年度(41者)

	合計	基礎点	加点
90%以上 (★★★★★)	97.0%	100.0%	90.3%
70%以上90%未満 (★★★★)	76.7%	83.3%	61.7%
50%以上70%未満 (★★★)	56.6%	70.8%	24.7%
30%以上50%未満 (★★)	40.7%	57.1%	3.6%
10%以上30%未満 (★)	16.9%	23.6%	1.7%
10%未満 (ランク外)	0.0%	0.0%	0.0%

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会(令和5年度第1回)事務局資料)

③ 評価結果（都市ガス小売事業者：基礎点）

満点の事業者(15 者)は、小売契約件数 30 万件超が 9 者、30 万件以下の事業者が 6 者であった。他方で、90 点満点中、60 点未満の事業者が約半数を占める。現行指針 1.(1)~(4)を提供していれば 60 点獲得可能であるところ、多くの事業者（特に中小規模事業者）が現行指針に該当する情報を提供できていない。

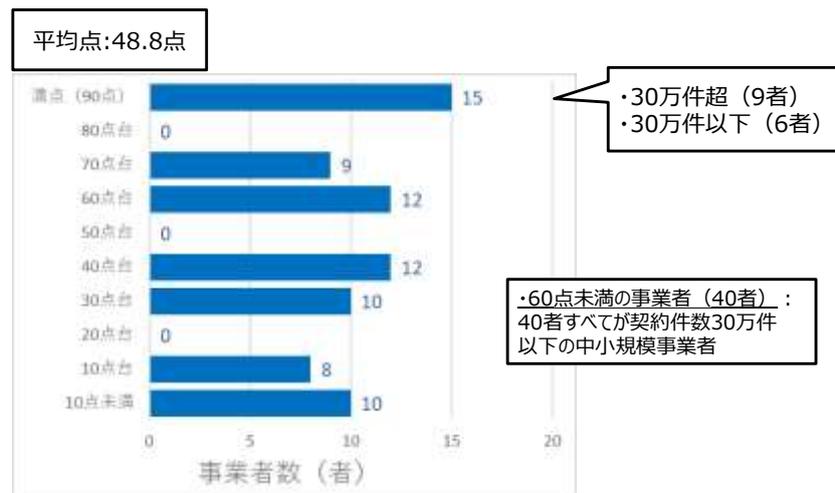


図 11 基礎点の分布（都市ガス小売事業者）

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料）

④ 評価結果（都市ガス小売事業者：加点）

40 点満点中、10 点未満の事業者が約 5 割を占める一方、7 者が満点を獲得した（30 万件超：4 者、30 万件以下：3 者）。

基礎点の取組を実施している事業者は、加点に該当するような創意工夫のある情報提供に取り組んでいる傾向が見受けられる。

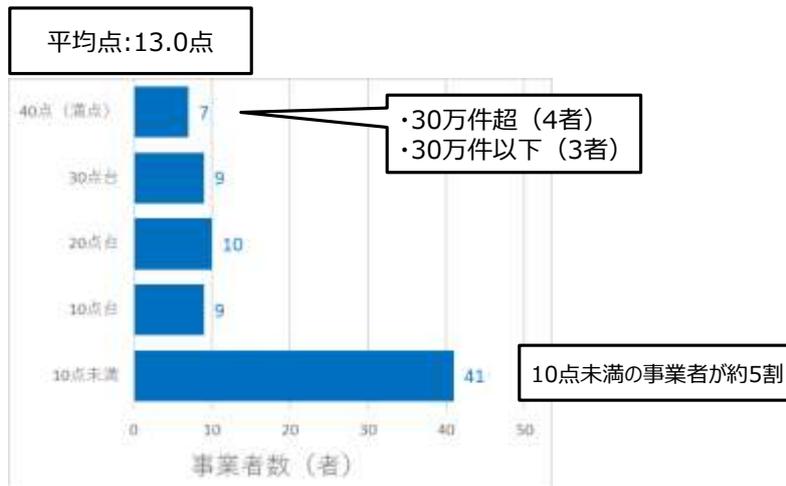


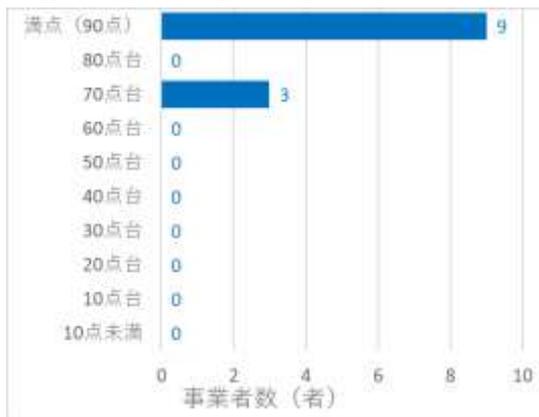
図 12 加点の分布 (都市ガス小売事業者)

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 5 年度第 1 回) 事務局資料)

⑤ 評価結果 (都市ガス小売事業者：全体 (契約件数別))

契約件数別に採点結果の分布をみると、30 万件超の事業者は 75%が★5 を獲得している。他方、30 万件以下の事業者については★5 からランク外まで幅広く分布している状況であった。

➤ 契約件数30万件超 (12者)



➤ 契約件数30万件以下 (64者)

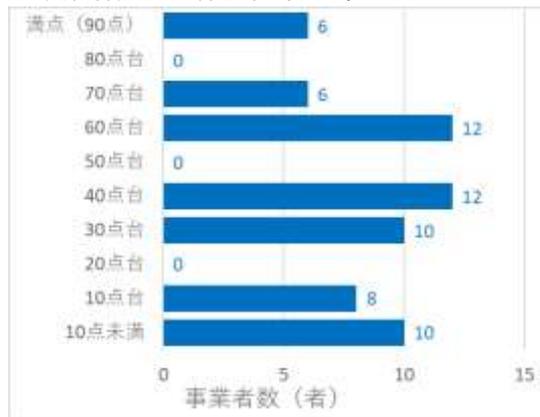


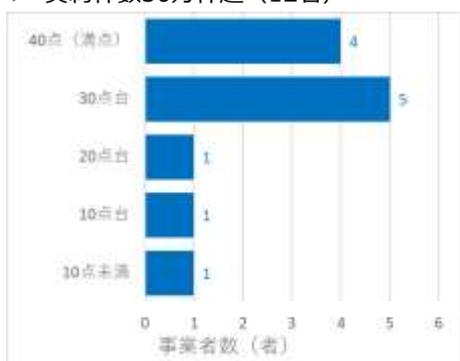
図 13 都市ガス小売事業者による契約件数別の評価結果の分布 (全体)

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 5 年度第 1 回) 事務局資料)

⑥ 評価結果（都市ガス小売事業者：基礎点（契約件数別））

評価結果全体の状況と同様に、基礎点の分布状況についても多くの30万件超事業者が高得点を獲得している一方で、30万件以下の事業者については満点から10点未満に幅広く分布している状況である。

➤ 契約件数30万件超（12者）



➤ 契約件数30万件以下（64者）

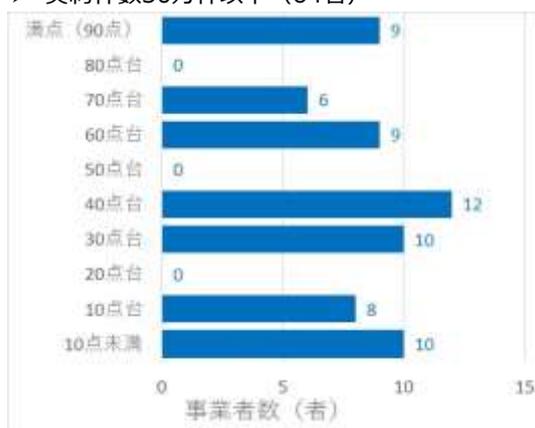


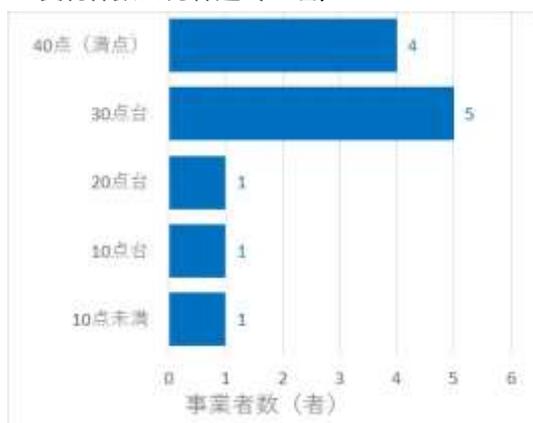
図 14 都市ガス小売事業者による契約件数別の評価結果の分布（基礎点）

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料）

⑦ 評価結果（都市ガス小売事業者：加点（契約件数別））

加点部分の分布状況についても、多くの30万件超事業者が高得点を獲得している一方で、30万件以下の事業者については50点台から10点未満に幅広く分布している状況である。

➤ 契約件数30万件超（12者）



➤ 契約件数30万件以下（64者）

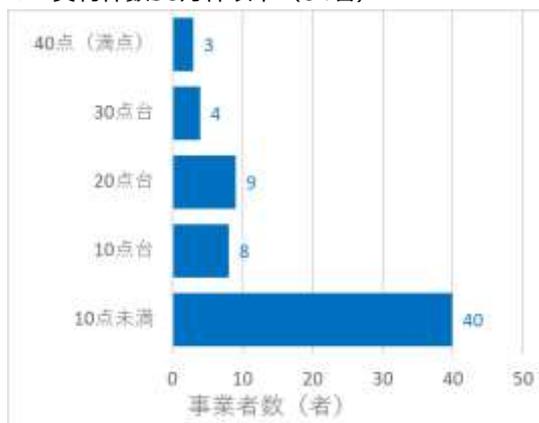


図 15 都市ガス小売事業者による契約件数別の評価結果の分布（基礎点）

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料）

⑧ 各情報項目の提供状況

各情報項目の提供状況を参考として表 13 に示す。現行指針においては、指針①は 84%、指針②は 74%の事業者が提供済みであり、指針③及び④についても 50%程度の事業者が提供している状況であった。

表 12 各情報項目の提供状況（都市ガス小売事業者）

- 合計：130点満点（基礎点：90点、加点：40点）
- 平均：61.7点（基礎点48.8点 加点13.0点）

▶ 配点表

※下表において括弧内に示す値は各項目の実施率を示す。

内容	提供方法	基礎点(指針で規定)		加点											
		提供有無	【追加】 集約性	省エネ意識の高まる タイミングでのプッシュ 型の情報提供		顧客属性を基にした 追加的情報提供		情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫				その他の 創意工夫			
				工夫の有無	閲覧率	工夫の有無	閲覧率	工夫の有無	閲覧率	工夫の有無	閲覧率				
基礎点 (指針で規定)	指針① 毎月の消費量の 前年同月値	15点 (84%)													
	指針② 過去一年間の月別 消費量及び料金	15点 (74%)													
	指針③ 機器の使用法の工 夫による削減量及び削 減額	15点 (53%)	15点 (24%)												
	指針④ 省エネ設備の性能と 助成制度	15点 (55%)		5点 (38%)		5点 (39%)		10点 (38%)		5点 (36%)		5点 (29%)			
	【追加】類似世帯比較	15点 (36%)													
加 点	時間毎等のきめ細やかなエネ ルギー消費量の見える化	4点 (14%)	1点 (11%)												
	その他の創意工夫	5点 (28%)													

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料)

また、各情報項目の提供状況の年度間比較を行ったところ、表 14 の通りであった。

表 13 各情報項目の提供状況の年度間比較（都市ガス小売事業者）

両年度ともに回答している事業者（36者）を対象とした平均得点は、以下の通り。

- 2023年度平均得点：77.2点（基礎点：60.4点、加点：16.8点）
- 2022年度平均得点：64.5点（基礎点：52.5点、加点：12.0点）

▶ 両年度ともに回答している事業者を対象に、下表に2023年度の平均実施率と2022年度の平均実施率（括弧内）を示す。

内容	提供方法	基礎点(指針で規定)		加点				
		提供有無	【追加】 集約性	省エネ意識の高まる タイミングでのアッシュ 型の情報提供	顧客属性を基にした 追加的信息提供	情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫		その他の 創意工夫
						工夫の有無	閲覧率	
基礎点 (指針で規定)	指針① 毎月の消費量の 前年同月値	94% (89%)	31% (25%)	42% (22%)	53% (39%)	47% (33%)	47% (33%)	42% (28%)
	指針② 過去一年間の月別 消費量及び料金	83% (72%)						
	指針③ 機器の使用法の工 夫による削減量及び機 減額	69% (58%)						
	指針④ 省エネ設備の性能と 助成制度	75% (67%)						
	【追加】類似世帯比較	50% (39%)						
加 点	時間毎等のきめ細やかなエネ ルギー消費量の見える化	17% (19%)	14% (8%)					
	その他の創意工夫	42% (33%)						

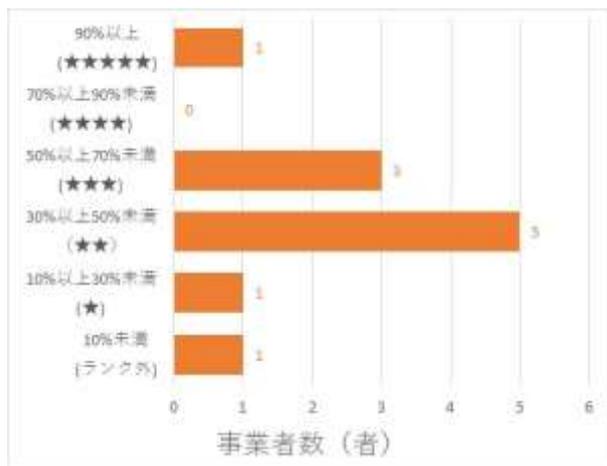
（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料）

(3) LP ガス小売事業者の評価結果

① 評価結果の分布

2021、2022 年度の提出事業者数は 6 者ずつであったが、今年度は 11 者に増加した。また、試行運用期間を含めて、初めて★5 獲得事業者が 1 者（契約件数 30 万件以下）登場した。

▶ LPガス小売事業者（11者）



▶ (参考) 2021年度 (6者)

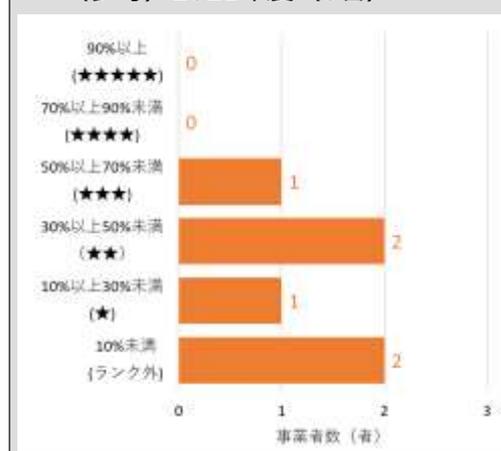


図 16 LP ガス小売事業者（11 者）の評価結果の分布

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料）

② 各ランクの平均得点率（LP ガス小売事業者）

★5 事業者は基礎点で満点を獲得し、★3 以下の事業者については昨年度までの傾向に大きな変化はなかった。

表 14 各ランクの平均得点率 (LP ガス小売事業者)

▶ LPガス小売事業者 (11者)

	合計	基礎点	加点
90%以上 (★★★★★)	95.4%	100.0%	85.0%
70%以上90%未満 (★★★★)	—	—	—
50%以上70%未満 (★★★)	56.4%	66.7%	33.3%
30%以上50%未満 (★★)	40.0%	53.3%	10.0%
10%以上30%未満 (★)	11.5%	16.7%	0.0%
10%未満 (ランク外)	0.0%	0.0%	0.0%

▶ (参考) 2022年度 (6者)

	合計	基礎点	加点
90%以上	—	—	—
70%以上90%未満	—	—	—
50%以上70%未満	53.8%	66.7%	25.0%
30%以上50%未満	40.4%	58.3%	0.0%
10%以上30%未満	23.1%	33.3%	0.0%
10%未満 (ランク外)	0.0%	0.0%	0.0%

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 5 年度第 1 回) 事務局資料)

③ 評価結果 (LP ガス小売事業者：基礎点)

基礎点の分布は図 17 の通りであった。

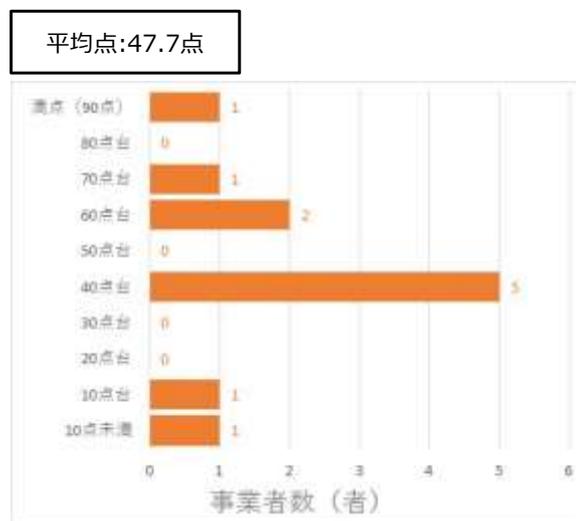


図 17 基礎点の分布 (LP ガス小売事業者)

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 5 年度第 1 回) 事務局資料)

④ 評価結果 (LP ガス小売事業者：加点)

加点の分布は図 18 の通りであった。

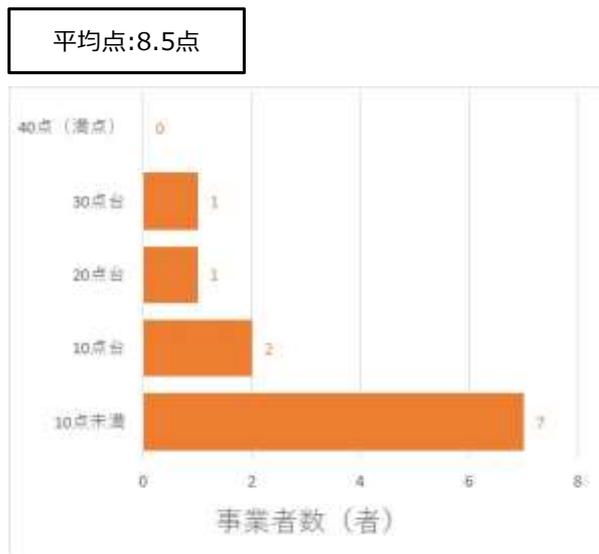


図 18 加点 (LP ガス小売事業者) の分析結果

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 5 年度第 1 回) 事務局資料)

⑤ 評価結果 (LP ガス小売事業者：全体 (契約件数別))

契約件数 30 万件超の 2 事業者はそれぞれ★3、★2 を獲得。★5 を獲得した 1 者を除くと、★3 以下のみとなり、全体として低調な評価結果となった。

➤ 契約件数30万件超 (2者)



➤ 契約件数30万件以下 (9者)



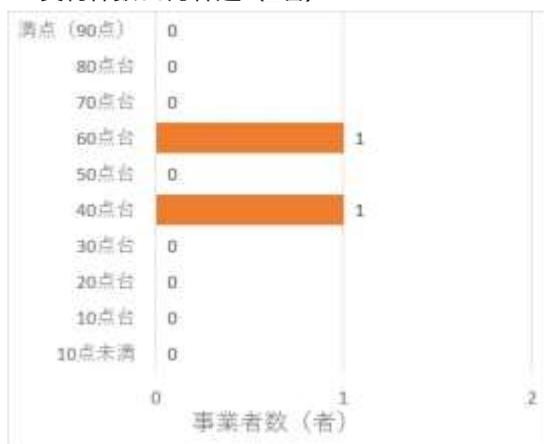
図 19 LP ガス小売事業者による契約件数別の評価結果の分布 (全体)

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 5 年度第 1 回) 事務局資料)

⑥ 評価結果（LP ガス小売事業者：基礎点（契約件数別））

60 点以上を獲得した事業者が、30 万件超の事業者では 1 者、契約件数 30 万件以下では 3 者となり、全体として低調な評価結果となった。

➤ 契約件数30万件超（2者）



➤ 契約件数30万件以下（9者）

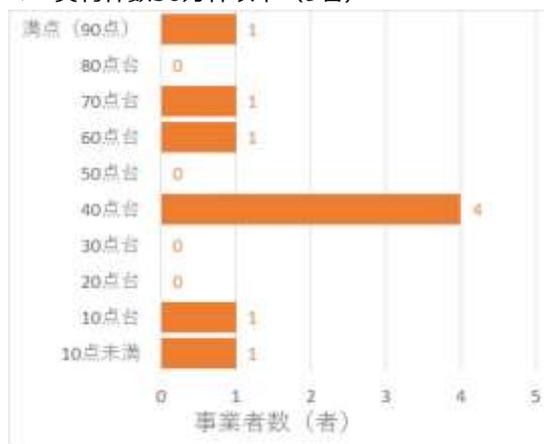


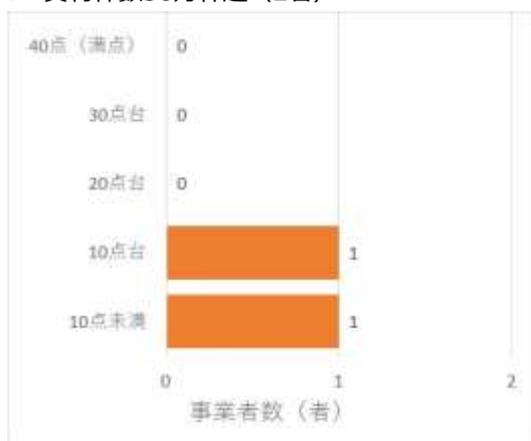
図 20 LP ガス小売事業者による契約件数別の評価結果の分布（基礎点）

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料）

⑦ 評価結果（LP ガス小売事業者：加点（契約件数別））

★5 を獲得した 1 者を除き、獲得点数は低調であった。

➤ 契約件数30万件超（2者）



➤ 契約件数30万件以下（9者）

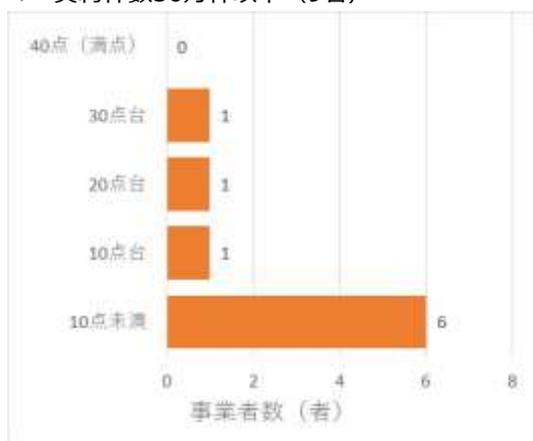


図 21 LP ガス小売事業者による契約件数別の評価結果の分布（基礎点）

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料）

⑧ 各情報項目の提供状況

各情報項目の提供状況を参考として表 17 に示す。

表 15 各情報項目の提供状況 (LP ガス小売事業者)

- 合計：130点満点 (基礎点：90点、加点：40点)
- 平均：56.3点 (基礎点47.7点 加点8.5点)

➤ 配点表

※下表において括弧内に示す値は各項目の実施率を示す。

内容	提供方法	基礎点(指針で規定)		加点							
		提供有無	【追加】 集約性	省エネ意識の高まる タイミングでのプッシュ 型の情報提供		顧客属性を基にした 追加的情報提供		情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫		その他の 創意工夫	
				工夫の有無	閲覧率	工夫の有無	閲覧率	工夫の有無	閲覧率		
基礎点 (指針で規定)	指針① 毎月の消費量の 前年同月値	15点 (91%)	15点 (18%)	5点 (18%)		5点 (36%)	10点 (27%)	5点 (27%)	5点 (9%)		
	指針② 過去一年間の月別 消費量及び料金	15点 (82%)									
	指針③ 機器の使用法の工 夫による削減量及び削 減額	15点 (45%)									
	指針④ 省エネ設備の性能と 助成制度	15点 (64%)									
	【追加】 類似世帯比較	15点 (18%)									
加点	時間毎等のきめ細やかなエネ ルギー消費量の見える化	4点 (9%)	1点 (0%)								
	その他の創意工夫	5点 (18%)									

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 (令和 5 年度第 1 回) 事務局資料)

(4) 個別事業者の評価結果

契約件数 30 万件超及び公表意向あり事業者の評価結果は表 18、表 19 の通りであった。

表 16 契約件数 30 万件超及び公表意向あり事業者の評価結果（小売電気事業者）

小売電気事業者：89者

評価	小売電気事業者
★★★★★ (30者)	auエネルギー&ライフ株式会社 株式会社Loop SBパワー株式会社 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ 株式会社イーネットワークシステムズ エバーグリーン・マーケティング株式会社 エバーグリーン・リテイリング株式会社 大阪瓦斯株式会社 沖縄電力株式会社 関西電力株式会社 九州電力株式会社 京葉瓦斯株式会社 西部ガス株式会社 ジェイコムグループ各社（※） 四国電力株式会社 静岡ガス&パワー株式会社 湘南電力株式会社 シン・エナジー株式会社 中国電力株式会社 中部電力ミライズ株式会社 東京瓦斯株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社 東邦ガス株式会社 東北電力株式会社 北海道ガス株式会社 北海道電力株式会社 北陸電力株式会社 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 楽天エナジー株式会社 その他1者

評価	小売電気事業者
★★★★ (3者)	NTTアノードエナジー株式会社 株式会社UPDATER その他1者
★★★ (13者)	ENEOS株式会社 Q.ENESTでんき株式会社 TERA Energy 株式会社 サーラエナジー株式会社 日本瓦斯株式会社 株式会社リミックスポイント その他7者
★★ (22者)	アストマックス・エネルギー株式会社 大和ハウス工業株式会社 その他20者
★ (11者)	11者
ランク外 (10者)	株式会社グランデータ その他9者

※(株)ジェイコム東京、(株)ジェイコム埼玉・東日本、(株)ジェイコム千葉、(株)ジェイコム湘南・神奈川、土浦ケーブルテレビ(株)、(株)ジェイコム札幌、(株)ジェイコムウエスト、(株)ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム(株)、(株)ケーブルネット下関

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料）

表 17 契約件数 30 万件超及び公表意向あり事業者の評価結果（都市ガス小売事業者、LP ガス小売事業者）

都市ガス小売事業者：76者

評価	都市ガス小売事業者
★★★★★ (14者)	大阪瓦斯株式会社 関西電力株式会社 京葉瓦斯株式会社 西部ガス株式会社 西部ガス熊本株式会社 西部ガス佐世保株式会社 西部ガス長崎株式会社 サーエナジー株式会社 静岡ガス株式会社 中部電力ミライズ株式会社 東京瓦斯株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社 東邦ガス株式会社 北海道ガス株式会社
★★★★★ (6者)	岡山ガス株式会社 帯広ガス株式会社 東部瓦斯株式会社 広島ガス株式会社 その他2者
★★★ (15者)	京和ガス株式会社 御殿場ガス株式会社 佐渡ガス株式会社 島田ガス株式会社 仙台市ガス局 日本瓦斯株式会社 北陸瓦斯株式会社 吉田ガス株式会社 その他7者
★★ (14者)	信州ガス株式会社 その他13者
★ (17者)	17者
ランク外 (10者)	10者

LPガス小売事業者：11者

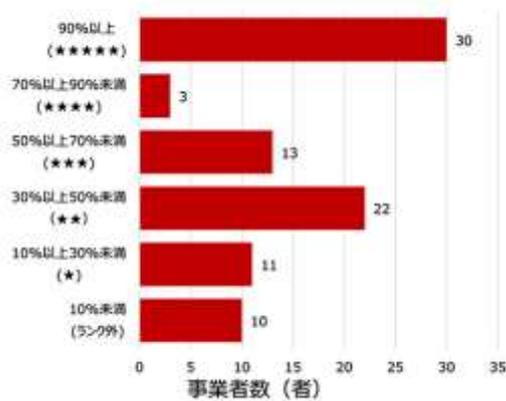
評価	LPガス小売事業者
★★★★★ (1者)	サーエナジー株式会社
★★★★	—
★★★ (3者)	株式会社コバプロ 静岡ガスエネルギー株式会社 日本瓦斯株式会社
★★ (5者)	ENEOSグローブエナジー株式会社 その他4者
★ (1者)	1者
ランク外 (1者)	1者

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料）

1.2.4 評価結果の公表

評価結果は、2024年2月に資源エネルギー庁のホームページにおいて公表した。公表内容は、前項の評価結果一覧とともに、図22に示すエネルギー種別の評価ランクの分布及び得点率とした。

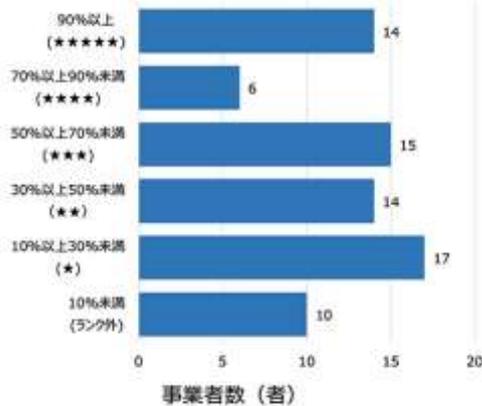
▶ 小売電気事業者（89者）



▶ 各ランクの平均得点率

	合計点の得点率	基礎点の得点率	加点の得点率
90%以上 (★★★★★)	99.3%	100.0%	98.2%
70%以上90%未満 (★★★★)	83.7%	83.3%	84.2%
50%以上70%未満 (★★★)	57.7%	57.7%	57.8%
30%以上50%未満 (★★)	40.1%	42.4%	36.3%
10%以上30%未満 (★)	25.6%	31.8%	15.5%
10%未満 (ランク外)	0.9%	0.0%	2.4%

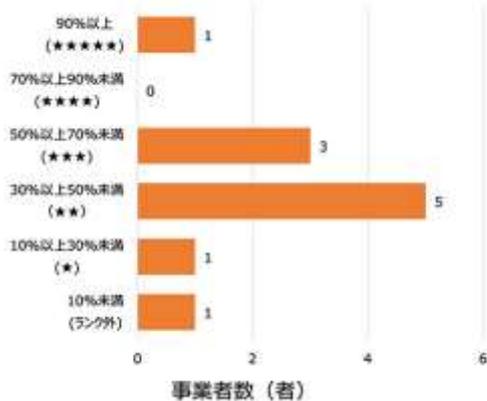
▶ 都市ガス小売事業者（76者）



▶ 各ランクの平均得点率

	合計点の得点率	基礎点の得点率	加点の得点率
90%以上 (★★★★★)	97.8%	100.0%	92.9%
70%以上90%未満 (★★★★)	77.4%	86.1%	57.9%
50%以上70%未満 (★★★)	60.5%	68.9%	41.5%
30%以上50%未満 (★★)	40.3%	52.4%	13.2%
10%以上30%未満 (★)	17.6%	25.5%	0.0%
10%未満 (ランク外)	0.4%	0.0%	1.3%

▶ LPガス小売事業者（11者）



▶ 各ランクの平均得点率

	合計点の得点率	基礎点の得点率	加点の得点率
90%以上 (★★★★★)	95.4%	100.0%	85.0%
70%以上90%未満 (★★★★)	—	—	—
50%以上70%未満 (★★★)	56.4%	66.7%	33.3%
30%以上50%未満 (★★)	40.0%	53.3%	10.0%
10%以上30%未満 (★)	11.5%	16.7%	0.0%
10%未満 (ランク外)	0.0%	0.0%	0.0%

図 22 資源エネルギー庁ホームページにおける公表内容

(出典：資源エネルギー庁 HP)

1.2.5 ★5 評価を獲得した事業者の取組事例の公表

2023 年度は、評価結果とともに、本制度において★5 評価を獲得した事業者の省エネ等に資する取組について、当該事業者が作成した取組事例もあわせて公表した。

表 20、21 では、小売電気事業者および都市ガス小売事業者の取組事例として公表したものを一覧で記載する。

表 18 ★5 評価を獲得した事業者の取組として公表した事例一覧（小売電気事業者）

ページ	法人名	取組概要	主な提供エリア
1	auエネルギー&ライフ株式会社	auでんきアプリで電気見える化。日々の電気料金をチェック&節電にも便利	一部除き全国
2	株式会社Loop	電気代を抑えながら、再生可能エネルギーを無駄なく活用するためのアプリを提供	全国
3	株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ	自然を傷つけない屋根上太陽光発電で環境に優しいエネルギー循環	一部除き全国
4	エバーグリーン・マーケティング株式会社	デマンドレスポンスサービスの提供による脱炭素社会への貢献と効率的な電力利用の支援	全国/沖縄を除く
5	エバーグリーン・リテイリング株式会社	電力需要ピーク時のお客さまの節電量に応じた特典付与(デマンドレスポンスサービス)	全国/沖縄を除く
6	大阪瓦斯株式会社	用途別電気使用量・類似世帯との電気使用量比較サービス「エネくらべ」の提供	近畿2府4県
7	沖縄電力株式会社	自宅に太陽光パネルと蓄電池を無料設置し太陽光で発電した電気を購入いただくサービス	沖縄県 沖縄本島
8	関西電力株式会社	「太陽光発電設備」と「一定量の電気」をセットにした定額料金メニューを提供	関西エリア
9	九州電力株式会社	スマホアプリ「九電ecoアプリ」を活用した家庭向けDRサービスの提供	九州
10	京葉瓦斯株式会社	当社が運営するコミュニティー施設で節電イベントを実施しています（不定期）	https://www.keiyogas.co.jp/company/profile/area.html

ページ	法人名	取組概要	主な提供エリア
11	西部ガス株式会社	西部ガスでは「節電応援キャンペーン」を通じて、みなさまの節電を応援しています	福岡県等 https://www.saibugas.co.jp/home/electric_power/about/index.htm
12	四国電力株式会社	家電別の効果的な省エネ方法とその効果を、動画やシミュレーション機能を使ってご紹介	一部除き全国
13	静岡ガス&パワー株式会社	アプリにてエネルギーの使用状況および料金、デマンドレスポンスに関する情報を提供	https://www.shizuokagas.co.jp/about/corporate/quote/area.html/
14	中国電力株式会社	アプリを通じて節電協力をお願いしたい日時をお知らせし、結果に応じてポイントを提供	中国地域、首都圏
15	中部電力ミライズ株式会社	「節電」や「電気使用時間の変更」の実績に応じてポイントを進呈するサービスを提供	一部除き全国
16	東京ガス株式会社	節電量に応じてポイントを還元する「節電キャンペーン」を夏・冬に実施	主に東京等
17	東京電力エナジーパートナー株式会社	でんきとの新しいくらし方、地産地消なくらし方をご提案	東京電力エリア内
18	東邦ガス株式会社	東邦ガスくらしのでんち（太陽光発電システムと蓄電池のインチャルレスサービス）の提供	愛知、岐阜、三重
19	東北電力株式会社	指定時間の節電でポイントが貯まる「東北電力ecoチャレンジアプリ」の提供	東北6県・新潟県
20	北海道電力株式会社	使用量を月別・日別・時間帯別グラフで提供し、見える化による省エネ行動を促進	北海道
21	北陸電力株式会社	お客さま参加型の節電術総選挙（夏・冬）の実施	北陸エリア
22	楽天エナジー株式会社	節電すると節電1kWhあたり楽天ポイントを1ポイント貰える「節電トライ」を提供	一部除き全国

(出典：資源エネルギー庁 HP)

表 19 ★5 評価を獲得した事業者の取組として公表した事例一覧（都市ガス小売事業者）

ページ	法人名	取組概要	主な提供エリア
1	大阪瓦斯株式会社	用途別電気使用量・類似世帯とのガス使用量比較サービス「エネくらべ」の提供	近畿2府4県
2	京葉瓦斯株式会社	会員サイト内で、省エネのアイデアを読者プレゼント付き記事として掲載しています	https://www.keiyogas.co.jp/company/profile/area.html
3	西部ガス株式会社	西部ガスマイページでは、都市ガスのご使用量や料金に加え、省エネに関する情報も公開	福岡県 https://www.saibugas.co.jp/profile/about/index.htm
	西部ガス熊本株式会社		熊本県 https://www.saibugas.co.jp/kumamoto/profile/about/index.htm
	西部ガス佐世保株式会社		長崎県 https://www.saibugas.co.jp/sasebo/profile/about/index.htm
	西部ガス長崎株式会社		長崎県 https://www.saibugas.co.jp/nagasaki/profile/about/index.htm
4	静岡ガス株式会社	会員サイトにおいて、過去のエネルギー使用量や料金に関する情報提供	https://www.shizuokagas.co.jp/about/corporate/guide/area.html/
5	中部電力ミライズ株式会社	WEB会員サービス「カティネ」でお客さまの省エネ分析結果や省エネアドバイスを提供	愛知・岐阜・三重
6	東京ガス株式会社	家庭で手軽に取り組むことができる68の省エネアクションを、省エネの効果とともに紹介	全国
7	東京電力エナジーパートナー株式会社	会員サイトにてガスの使用量や予測値を表示し、使い方の見直しをサポート	東京、千葉等
8	東邦ガス株式会社	がすてきくじ（デジタルギフトなどが当たるWEB会員向けデジタルくじ）の提供	愛知、岐阜、三重

（出典：資源エネルギー庁 HP）

1.2.6 様式提出事業者に対する評価結果のフィードバック

資源エネルギー庁 HP において評価結果を公表するのに先立ち、2023 年 11 月に各社に対してメールに Excel ファイルを添付する形で評価結果（★の数、得点、基礎点・加点の内訳、評価項目ごとの加点状況）のフィードバックを実施した。

なお、フィードバックを行った結果、都市ガス小売事業者 3 者から回答内容の修正依頼があり、また、公表意向の有無についても 6 者から報告様式への記入内容からの変更依頼があった（意向なしから意向ありへの変更：4 者、意向ありから意向なしへの変更：2 者）。

2 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイド

ラインの見直し

2.1 2024 年度の運用改正案

2.1.1 評価基準の明確化

2023 年 4 月の改正省エネ法の施行に伴い、指針を改正し、本制度においても小売電気事業者を対象に評価項目及び配点を以下のように改正した。

- ✓ 情報提供内容の加点部分において、追加項目 1.として「非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」を追加。
- ✓ 同様に、情報提供内容の加点部分において、追加項目 4.として現行の「電力需給状況に応じたエネルギー消費（デマンドレスポンス等）を促す情報」を「一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報」に改正。
- ✓ 満点を 140 点から 145 点（基礎点：90 点、加点：55 点）に改正。

一方で、2023 年度に変更を加えた上記の非化石エネルギーへの転換に資する情報、電気の需要の最適化に資する情報について、評価項目の重複等が存在した。これらについて、エネルギー小売事業者に対して評価基準を明確に示すことが必要であることから、改正に向けた検討を行った。

具体的には表 22 の項目について評価基準の明確化が必要であった。

表 20 評価基準の明確化が必要な項目

課題	
整理が必要な項目	(ア) 「追加項目1.非化石エネルギーへの転換に資する情報における一部の回答（CO2排出量（削減量）に関する情報提供）と「指針1（5）2.CO2排出量の可視化」が類似
	(イ) 「追加項目4.電気の需要の最適化に資する情報」における一部の回答（節電プログラムに関する経済的インセンティブ付与の情報提供）と「追加項目5.4.経済インセンティブ付与」が重複

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料）

(1) 課題（ア）について

追加項目 1（非化石エネルギーへの転換に資する情報）「3.その他、非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」の取組として「CO2 削減量に関する情報の提供」と回答があった。このことから、回答の際、本項目と指針 1（5）の選択肢「3.CO2 排出量の可視化」を混同している状況であった。なお、追加項目 1 で「CO2 削減量に関する情報の提供」と回答している小売電気事業者は 1 者存在した。

表 21 課題（ア）に関する 2023 年度の報告状況

課題	2023年度の報告状況
(ア)「追加項目1.非化石エネルギーへの転換に資する情報におけるCO2排出量（削減量）に関する情報提供と「指針1（5）3.CO2排出量の可視化」が類似	<ul style="list-style-type: none"> 追加項目1においてCO2排出量（削減量）に関する情報の提供を報告している小売電気事業者は1者。 なお、同社は当該項目においてその他の取組も報告。

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料）

表 22 「追加項目 1.非化石エネルギーへの転換に資する情報」においてその他の取組として報告された主な事例

エネルギー種別	主な回答事例
電気	<ul style="list-style-type: none"> 電気料金のご利用明細書へ電気料金、電気使用量とともにCO2フリープランを契約している需要家に向け“今月のCO2削減量”を表示し情報提供。 太陽光の発電量に応じてポイントが貯まるサービスを提供。 ・当社HPのコラム及びコラム/代理店/潜在需要家向けのメルマガにて非化石証書購入のメリットや、グリーンエネルギーの導入方法などの内容を複数掲載。 ・オウンドメディアにて、セミナー開催やカーボンニュートラル関係の情報を定期的に提供。 ・（環境価値を有する）料金メニューの契約数あたり毎月50円に相当する額を環境保全団体に寄付していることや便利なポイントについて、情報を提供。

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料）

現行の報告様式をもとにすると、課題（ア）の重複箇所は図 23 のとおりであった。

項目		記入欄	備考欄
追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に資する情報 ※小売電気事業者のみ回答すること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供取組	1. 再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供 2. 非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援 3. その他、非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供 4. 上記1、2を実施 5. 上記1、3を実施 6. 上記2、3を実施 7. 上記1、2、3を実施	該当する選択肢を選択。

・追加項目1.において「CO2削減量（排出量）」を取り組みの一つとして報告する事業者が存在。

例) 電気料金のご利用明細書へ電気料金、電気使用量とともにCO2フリープランを契約している需要家に向け“今月のCO2削減量”を表示し情報提供。

項目		記入欄	備考欄
指針1.(5) その他、エネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供	①状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供取組	1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や イベントの開催 3. CO2排出量の可視化 4. 家庭ごとの省エネの目標 5. その他	
	③提供内容		

・「指針1.(5) その他創意工夫」の選択肢の一つとして「3. CO2排出量の可視化」が存在。

例) 当社WEBサイトにおいて、電気使用量を基にCO2排出量を試算し、月毎のCO2排出量の情報を提供。

図 23 報告様式をもとにした課題（ア）における重複箇所

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料）

上記を踏まえ、対応方針は以下のとおりとした。

追加項目1（非化石エネルギーへの転換に資する情報）は、再エネ100%メニューの提供や太陽光発電の導入支援サービスの提供に関する情報提供等、一般消費者の非化石エネルギーの転換に資する取組が評価の対象である。非化石エネルギーへの転換に資する取組の中には、結果的にCO2排出量の削減につながる取組があるものの、CO2の削減量の情報提供自体は非化石エネルギーへの転換に資する情報とは認められない。

よって、CO2排出量または削減量に関する情報提供は、指針1(5)の「3.CO2排出量の可視化」において評価し、評価項目1（非化石エネルギーへの転換に資する情報）の取組として回答があった場合は加点しないこととした。

(2) 課題（イ）について

追加項目4（電気の需要の最適化に資する情報）「1. 電気の需要の最適化に資する料金メニューや節電プログラムの提供」と追加項目5の「4.経済インセンティブ付与」の内容が重複している状況であった。なお、追加項目4「1. 電気の需要の最適化に資する料金メニューや節電プログラムの提供」において、節電プログラムにおける経済的インセンティブ付与の取組を報告した小売電気事業者は53者存在し、また、追加項目5「4. 経済的インセンティブ付与」において、節電プログラムにおける経済的インセンティブ付与の取組を報告した事業者は12者存在した。

表 23 課題（イ）に関する 2023 年度の報告状況

課題		2023年度の報告状況
見直し項目	(イ)「追加項目4.電気の需要の最適化に資する情報」における節電プログラムに関する経済的インセンティブ付与の情報提供と「追加項目5.4.経済インセンティブ付与」が重複	<ul style="list-style-type: none"> 「追加項目4.電気の需要の最適化に資する情報」において、節電プログラムにおける経済的インセンティブ付与以外の取組を報告した小売電気事業者はいない。 「追加項目5.4.経済インセンティブ付与」において、節電プログラムにおける経済インセンティブ付与の取組を報告した事業者は12者。なお、これら12者は追加項目5.において経済インセンティブ付与以外のその他の取組も報告。

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料)

表 24 「追加項目5.4.経済インセンティブ付与」における主な取組事例

エネルギー種別	主な取組事例
電気	<ul style="list-style-type: none"> Twitterで節電、省エネ関連のクイズの回答率と閲覧率を高めるため、正解者から抽選でQUOカードを進呈。 会員制サイトにおいて、料金・使用量の確認によってポイントを付与。毎月の目標達成状況の確認を促進。 デマンドレスポンスへの協力に対し、Amazonギフト券を付与。 LINEを活用した電気の節電キャンペーンを実施し、節電量に応じたポイントの付与、ボーナスタイムの設置、ランキングの表示、ステージ制の導入などゲーム性を持たせて興味度を高めることで省エネを促進。
都市ガス	<ul style="list-style-type: none"> 会員制サイト（Web）を閲覧した場合に、買い物等に利用可能なポイントを付与。 Web閲覧促進のため、会員制サイト初回登録時や消費者アンケート回答時等にポイントを付与。
LPガス	<ul style="list-style-type: none"> 会員者のWeb閲覧促進のため、会員制サイト初回登録時や消費者アンケート回答時等にポイントを付与。

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料)

現行の報告様式をもとにすると、課題（イ）の重複箇所は図 24 のとおりであった。

追加項目4. 一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報 ※小売電気事業者のみ回答すること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供取組	1. 電気の需要の最適化に資する料金メニューや節電プログラムの提供 2. 蓄電池等の電気の需要の最適化に資する機器導入の支援 3. その他、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供 4. 上記1、2を実施 5. 上記1、3を実施 6. 上記2、3を実施 7. 上記1、2、3を実施	該当する選択肢を選択。
<p>・追加項目4.の中で節電プログラムにおける経済的インセンティブの付与（電気料金割引、ポイント付与等）に取り組んでいる事業者が多数。</p> <p>例) 対象日時において節電や電力使用のシフトにご協力いただいたお客様に特典ポイントを付与または電気料金を割引する節電プログラムを提供。</p>			
追加項目5. その他提供方法に関する創意工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	<p>・「追加項目5.その他提供方法の創意工夫」の選択肢の一つとして「4.経済的インセンティブ付与」が存在。</p> <p>例) ・節電量に応じたポイントの付与 ・会員制サイトにおいて、料金・使用量を確認することでポイントを付与しており、毎月の電気使用量の目標達成状況の確認を促している。</p>
	③実施内容		

図 24 報告様式をもとにした課題（イ）における重複箇所

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料)

上記を踏まえ、対応方針は以下のとおりとした。

一つの方法として、追加項目 5 の選択肢から「4.経済インセンティブ付与」を削除することも考えられるが、「経済インセンティブ付与」の取組内容は、「会員制サイト（Web）を閲覧した場合にポイント付与」等の取組があり、「4.経済インセンティブ付与」を削除した場合にこのような取組を評価することができなくなる。

そのため、「節電プログラムにおける経済的インセンティブ付与」の取組は、追加項目 4（電気の需要の最適化に資する情報）で評価し、それ以外の経済的インセンティブ付与の取組を、追加項目 5「4.経済インセンティブ付与」で評価することとした（表 27 内の赤枠部分）。

表 25 課題（イ）に関する対応方法案の比較

課題	対応方針	評価方法の変更による影響
(イ)「追加項目4.電気の需要の最適化に資する情報」における節電プログラムに関する経済的インセンティブ付与の情報提供と「追加項目 5. 4.経済インセンティブ付与」が重複	イ)「追加項目4.電気の需要の最適化に資する情報」においては節電プログラムにおける経済的インセンティブ付与の取組を評価することとし、「追加項目 5. 4.経済インセンティブ付与」においては、節電プログラム以外での取り組みを加点することとしてはどうか。	追加項目4において、節電プログラムにおける経済的インセンティブ付与以外の取組を報告した小売電気事業者はいない。よって、評価方法の変更による 影響はない 。 「追加項目5. 4.経済インセンティブ付与」において、節電プログラムにおけるインセンティブ付与報告した事業者は 12者 。なお、同12者は追加項目5においてインセンティブ付与以外のその他の取組も報告。 減点となることはなく 、評価方法の変更による 影響はない 。
	ロ) 追加項目 5. 4.経済インセンティブ付与」の項目を削除	「経済インセンティブ付与」の取組内容は、「会員制サイト（Web）を閲覧した場合にポイント付与」等の取組があり、「4.経済インセンティブ付与」を削除した場合にこのような取組を評価することができなくなる。

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料）

2.1.2 ★5 獲得事業者に継続的な取組を促すインセンティブ付与方法

2021 年度の本制度の試行運用以降、各事業者の情報提供の取組が進展し、最高評価（★5）を獲得した事業者数は、年々増加している。特に小売電気事業者の 2023 年度の評価結果において、全評価ランクの中で★5 獲得事業者の割合が最も高い状態であった。現行の評価・公表方法では、仮に情報提供の取組レベルに差があったとしても、★5 として同一評価となるため、継続的な取組改善を促すためのインセンティブ付与方法を検討すべき状況であった。

表 26 エネルギー種別★5 獲得事業者数の推移

	2021年度	2022年度	2023年度
電気	11者 (13%)	21者 (15%)	30者 (34%)
都市ガス	2者 (3%)	8者 (20%)	14者 (18%)
LPガス	0者 (0%)	0者 (0%)	1者 (9%)

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料)

2021 年度及び 2023 年度の小売電気事業者、都市ガス小売事業者の評価結果の分布は図 25 のとおりとなっている。

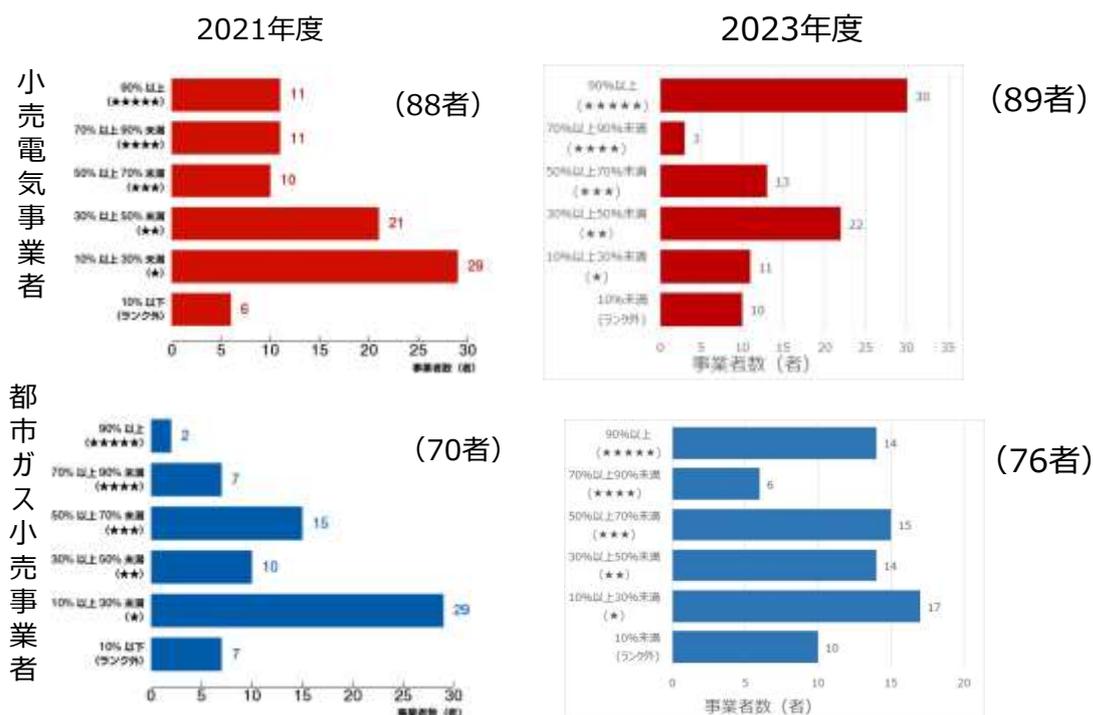


図 25 2021 年度及び 2023 年度の評価結果の比較

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料)

上記を踏まえた上で、2024 年度の運用では、まずは評価項目及び配点を変更せずに対応が可能である方法として、評価結果の公表において、満点を獲得している事業者を可視化する

ることとした。

表 27 資源エネルギー庁ホームページでの評価結果の公表イメージ

評価	事業者
★★★★★	AAA株式会社（満点獲得） BBB株式会社（満点獲得） CCC株式会社
★★★★	DDD株式会社 EEE株式会社
★★★	FFF株式会社
★★	GGG株式会社
★	HHH株式会社
ランク外	

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料）

なお、満点を獲得する事業者が増加した場合、上記対応の効果が低下することから、今後の状況に応じて、評価項目の配点の見直しや評価項目の追加等を検討していく。

2.2 ベストプラクティス集の更新

2023 年度にベストプラクティス集に追加すべき取組として、事務局にて表 30 に示す取組を選定した。

表 28 2023 年度にベストプラクティス集に追加した取組

分類	事業者名	取組内容	波及性	先進性	省エネ性
内容	大阪ガス	<ul style="list-style-type: none"> 属性情報や所有機器情報から、独自のロジックで用途別の電気及び都市ガス使用量の情報を提供。 また、あわせて類似世帯との比較が可能な仕組みも提供。 	△	◎	○
	九州電力	<ul style="list-style-type: none"> 自社アプリを使用したディマンドレスポンス（上げDR、下げDR）の取組 	○	◎	△
	東京電力エナジーパートナー 関西電力 沖縄電力	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム等の非化石エネルギーへの転換に資する機器の導入支援サービス 	○	○	○

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料）

各取組の概要は図 26~30 に示す通りである。

【参考】提供内容に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由 先進性◎

1. 大阪瓦斯「属性情報、所有機器等の情報をもとした類似世帯、用途別エネルギー使用量の比較」

- 類型：省エネ取組に関する情報・サービス提供
- 取組内容：属性情報や所有機器情報から、独自のロジックで用途別の電気及び都市ガス使用量の情報を提供。また、あわせて類似世帯との比較が可能な仕組みも提供。
- 選定事由：需要家から、用途別の電気・都市ガス使用量、他世帯と比較した際の使用量の多寡に関する質問をよく受けることを踏まえ、独自ロジックでエネルギー使用量を分解し、類似世帯との比較が可能な仕組みを提供している点が先進的。類似世帯との比較において電気使用量の多い用途を示すことで、節電につながる気づきも提供。

> 用途別電気使用量に関する情報提供 > 用途別都市ガス使用量に関する情報提供

出典：大阪ガス提出書類

図 26 大阪ガスの取組事例

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料)

【参考】提供内容に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由 先進性◎

2. 九州電力「自社アプリを使用したダイヤモンドリスポンス（上げDR、下げDR）の取組」

- 類型：電気需要の最適化に資する情報・サービス提供
- 取組内容：自社アプリを使用し、春・秋には、「上げDR」として“使ってお得・エコチャレンジ”を、夏・冬には、「下げDR」として、“節電チャレンジ”を実施。プログラム参加需要家が対象時間帯のエコチャレンジにエントリーのうえ、成功すると、節電量やシフト（需要創出）量に応じてポイントを付与。
- 選定事由：電気時用の最適化に向けたダイヤモンドリスポンスの取組として、下げDRとともに、再生可能エネルギーの有効利用に繋がる上げDRを実施している点が先進的。

> 取組内容

出典：九州電力提出書類

図 27 九州電力の取組事例

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料)

【参考】提供内容に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

3. 東京電力エナジーパートナー「太陽光発電システム、蓄電池、おひさまエコキュート等の導入支援サービス」

- 類型：非化石エネルギーへの転換に資する情報・サービス提供
- 取組内容：需要家が太陽光発電システム、蓄電池、おひさまエコキュートなどを初期費用なし、月額利用料のみで導入・利用できる機器利用サービスを提供。また、太陽光発電システム＋おひさまエコキュートを利用する需要家向けに専用の電気料金プランを提供。
- 選定事由：需要家の負担が小さい形で再生可能エネルギーを無駄なく使用可能なサービスを提供。

➤ 取組内容

- 太陽光発電システム、蓄電池、おひさまエコキュートなどを初期費用0円※、月額利用料のみで導入・ご利用いただける**機器利用サービス**をご用意
- 太陽光発電システム＋おひさまエコキュートご利用のお客さま向けに、**専用の電気料金プラン**をご用意

※ご契約いただくサービスにより足場費用等がかかる場合があります。詳細については当社HPをご確認ください。



「でんきとの新しいくらし方」イメージ

<メリット>

- 昼間に太陽光で発電した電気を使い、余った電気を蓄電池にためることで、**発電した電気を無駄なく使えます**
- **災害で停電した時も**、太陽光で発電した電気や蓄電池にためた電気を使えます

<利用方法>

- **定額機器利用サービス「エネカリプラス」**
新築：エネカリプラス取扱店へお問い合わせ
既設：エネカリプラスサポートセンターへお問い合わせ
- **電気料金プラン「くらし上手」**
太陽光発電システムとおひさまエコキュートの設置が必須。
設置後、電気工事店にてでんき工事コーナーより申込み。

出典：東京電力エナジーパートナー提出書類

図 28 東京電力エナジーパートナーの取組事例

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料)

【参考】提供内容に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

4. 関西電力「太陽光発電設備と一定量の電気をセットにした定額料金メニューの提供」

- 類型：非化石エネルギーへの転換に資する情報・サービス提供
- 取組内容：「太陽光発電設備」と「一定量の電気」をセットにした定額料金メニューを提供。太陽光発電設備は、新築戸建住宅を建築・購入する需要家を対象に初期費用0円で同社が10年間リースするサービス、発電した電気は自家消費や売電するなどして需要家が無償で利用可能。
- 選定事由：需要家の負担が小さい形で「太陽光発電設備」と「一定量の電気」を組み合わせた定額料金サービスを提供。

太陽光発電設備等の機器本体を**初期費用0円で実現!!**



太陽光発電で発電した電気は無償でご利用いただけます。
余った電気は再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT 制度) 等による売電収入として、
お客さまが金額受け取ることができます！ URL : https://kepco.jp/hapie_set_solares/

※1 リース対象設備本体は初期費用0円で導入いただけますが、設置に関する費用はお客さまにご負担いただきます。当社が提供する住宅建築会社さまにリース対象設備本体を支給し、設置は住宅建築会社さまが行います。※2 太陽光発電設備による発電量および自家消費電力量、余剰電力量、売電収入額はお客さまによって異なります。また、太陽光発電設備による発電量および自家消費電力量、余剰電力量、売電収入額を当社が約束するものではありません。

出典：関西電力提出書類

図 29 関西電力の取組事例

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料)

【参考】提供内容に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

5. 沖縄電力「太陽光パネルおよび蓄電池の無料設置サービス」

- 類型：非化石エネルギーへの転換に資する情報・サービス提供
- 取組内容：需要家の自宅に太陽光パネルおよび蓄電池を無料で設置し（沖電グループ所有）、需要家が太陽光で発電した電気を購入するサービス。需要家は初期費用およびメンテナンス費用を負担する事なく太陽光で発電した電気を使用可能。
- 選定事由：太陽光パネルに加えて、蓄電池も無料で設置可能なサービスを提供。

太陽光 + 蓄電池 無料設置サービス 「かりーるーふ」

メリット1：お客さまの設備費用負担ゼロ！
かりーるーふは太陽光パネル・蓄電池の設置費用、メンテナンスおよび設備の撤去を沖電グループで費用を負担します。

メリット2：停電時でも安心！電気が使えます！
かりーるーふは停電時にも「停電時専用コンセント（宅内）」から太陽光パネルと蓄電池の電気を使うことができます。

メリット3：電気料金がおトク！
かりーるーふの電気は再エネ賦課金と燃料費等調整額がかりません。
※燃料費等調整額が大幅にマイナスに転じた場合は、かりーるーふの単価が高くなる可能性もございます。

サービス内容の詳細やお申込みは下記ホームページをご確認下さい
<https://www.shinene.co.jp/kare-roof-top/>

URL : <https://www.shinene.co.jp/kare-roof-top/>

出典：沖縄電力提出書類

図 30 沖縄電力の取組事例

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和5年度第1回）事務局資料）

2.3 2024年度の運用スケジュール

年間スケジュールは図 31 に示す通り、報告様式の提出期限は7月末とし、運営事務局にて集計・評価を行った後10月頃に評価委員会を開催する予定となっている。そして、各様式提出事業者に評価結果をフィードバックした後、各事業者の評価結果を12月初旬に資源エネルギー庁のホームページにおいて公表する予定としている。以降、2025年1月以降にエネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会を開催し、必要に応じて指針やガイドラインの改訂について議論を行っていく。

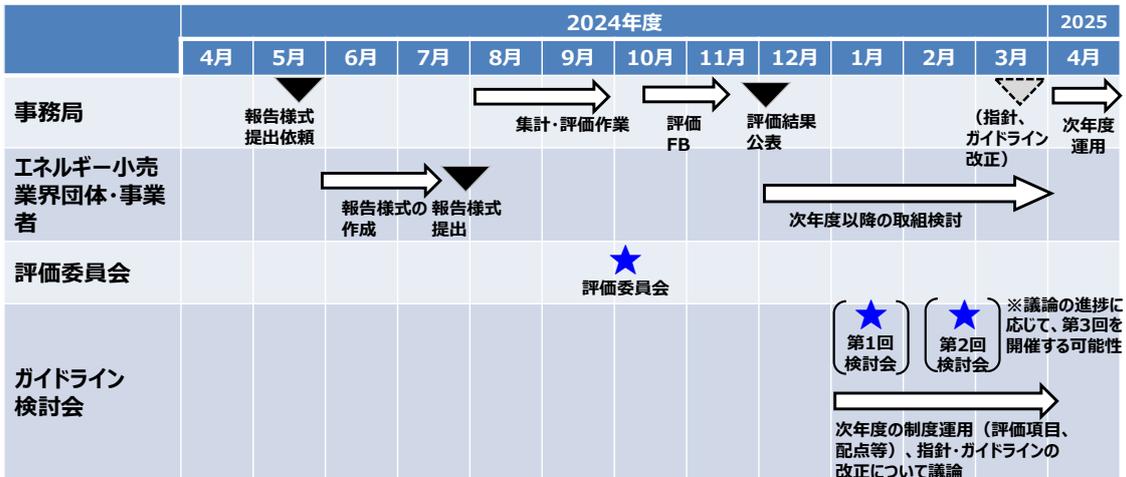


図 31 2024 年度の運用スケジュール

2.4 ガイドラインの見直し

前述の課題（ア）、（イ）への対応内容を踏まえて、エネルギー小売事業者の省エネガイドラインの表 9 に示している「加点部分の評価項目が求める情報提供の取組例」の一部を改定した（改定した箇所を太字で表記）。

表 29 ガイドラインにおいて課題（ア）に関連して改定した箇所①

評価項目	情報提供の取組例
追加項目 1 非化石エネルギーへの転換に資する情報 ※小売電気事業者のみ回答すること	再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供、非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援（リース等）など ※非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援とは、エネルギー供給事業者が、自社のホームページ等でサービスを公表し、かつ、当該サービスを提供又は導入の促進をしている場合が対象。単に、太陽光発電設備等の非化石エネルギーの利用技術・機器の機能やリース等の方法に関する説明を情報提供するものは該当しない。 ※CO2 の削減量または排出量に関する情報提供は、本項目の評価対象外。当該情報は、「指針 1.(5) その他、エネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供」において評価。

（出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料）

表 30 ガイドラインにおいて課題（ア）に関連して改定した箇所②

評価項目	情報提供の取組例	
指針 1.(5) 提供内容に関するその他の 創意工夫による情報提供	エネルギー料金・使用量の予測サービス	毎月のエネルギー使用量・料金から翌月の予測を行う機能等を提供。
	環境教育・イベント	環境イベントへの出展やエネルギー教育の支援、省エネに関する小学校へ出張授業等を実施。
	CO2 排出量の可視化	電気や都市ガス・LP ガス等の使用量実績の情報をもとに、家庭での CO2 排出量や削減量を可視化するコンテンツや環境家計簿等を提供。
	目標設定	目標値を設定し、達成度合いを日々確認しながらエネルギー料金やエネルギー消費量の削減に挑戦できるコンテンツ等を提供。

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料)

表 31 ガイドラインにおいて課題（イ）に関連して改定した箇所

評価項目	情報提供の取組例	
追加項目 5 その他提供方法に関する創意工夫	多様な情報発信ツールの活用	新聞広告、動画、アプリ等、様々なツールを用いて情報を提供。
	情報の見せ方の工夫	一般消費者にとって分かりやすく省エネ情報を類型化、省エネ実績をランキング形式で表示、クイズやゲーム形式を採用するなどして情報を提供。
	顧客ニーズの集計・反映	顧客からの要望に基づいてコンテンツを作成し、情報を提供。
	経済的インセンティブ付与	会員サイトを閲覧した場合にエネルギー料金の支払いやショッピングに使用できるポイントを付与。 ※節電プログラムにおいて実施する経済的インセンティブ付与の取組は、本項目の評価対象外。当該取組は「追加項目 4. 一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報」において評価。

(出典：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（令和 5 年度第 1 回）事務局資料)

III. Appendix

1 「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」開催概

要

1.1 第1回概要

■名 称：エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（2023年度 第1回）

■日 時：2024年3月15日（金） 15:00～16:30

■会 場：Teams、経産省別館（事務局のみ）

■出席者：

（座長）

田辺 新一 早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授

（委員）

青木 裕佳子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事／東日本支部部長

杉浦 淳吉 慶応義塾大学文学部人文社会学科 教授

西尾 健一郎 一般財団法人電力中央研究所社会経済研究所 上席研究員

平山 翔 株式会社住環境計画研究所 副主席研究員

（オブザーバー）

佐藤 美紀 株式会社東急パワーサプライ サステナブル推進本部 副本部長

瀬谷 孝之 一般社団法人全国LPガス協会 保安・業務グループ グループ長

千島 享太 ENECHANGE 株式会社 執行役員

前田 圭 電気事業連合会 業務部長

和田 貴広 一般社団法人日本ガス協会 普及部 業務推進部長

（事務局）

木村 鴻志 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー課 課長補佐

羽島 智之 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 サステナビリティコンサルティング第1部 上席主任コンサルタント

■議題：

（1）2023年度の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果

(2) 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて

■配布資料：

議事次第

委員名簿

資料1 2023年度の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果

資料2 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて

資料3 エネルギー小売事業者の省エネガイドライン（改訂案）

■議事概要：

議題1：2023年度の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果

事務局より、資料1「2023年度の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価結果」を用いて説明。主な意見は、以下のとおり。

（委員のご意見）

- 小売電気事業者及び都市ガス小売事業者とLPガス事業者では事業規模の幅や事業者数の観点で異なると感じており、同じ評価軸を用いるのは適切ではない可能性もある。今後検討が必要である。
- 今年度、低評価の小売電気事業者からの提出が減少してしまったのは、取組実態の把握の点からも残念。新電力の事業者の中には、情報提供や本制度への報告のための業務負荷は大きい事業者もあると思料。まずは提出を促す動機づけや報告様式の簡易化が重要である。一方で、大手企業にはしっかりと取組の回答を求めるような枠組みがあると良い。
- 本制度に連続して参加している事業者の平均点が上昇しており、本制度が有効に機能しているといえる。一方で、低評価事業者に対しては注意喚起や意欲向上が必要。高評価事業者や様式を提出している事業者に対しては補助制度での優遇対象とする等の連携をすることができれば更なる取組の意欲を喚起できるのではないかと。また事業者が評価基準や結果を十分に理解しておくことが重要であるため、わかりやすいガイドラインや様式を作成されたい。

（オブザーバーのご意見）

- 今年度は省エネルギー課の協力も得て、事業者説明会を実施した。今後もこのような取組を通じて提出事業者を増やしていきたい。
- 全体としての評価が向上しているかという点と、消費者に伝わっているのかという点

を注視していくべき。電力システム改革の議論が進んでいる最中と認識しているが、事業者が提供するメニューやサービス・商品が多様化しており、消費者から理解しづらいという声を聞いている。様々な取組が消費者に伝わっているかという視点も重視すべきである。

(事務局)

- 全てのエネルギー種や事業者を情報提供のみによって評価している本制度の限界があるのかもしれない。この点を踏まえ、今後、新たな制度設計を含めて取組についても検討していく。

議題 2: 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて

事務局より、資料 2「省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて」を用いて説明。制度の運用、ガイドラインの改正案等について、了承された。軽微な修正については、座長に一任いただくことで了承された。

主な意見は、以下のとおり。

(委員のご意見)

【評価基準の明確化について】

- 評価基準の明確化については賛同する。トップレベルを目指す事業者にとっては、認識の違いによって評価漏れが生まれると意欲をそぐことになるので、適切な周知やフィードバックをお願いしたい。
- 評価基準の明確化に関する 2 点について賛同する。類似の評価基準を明確化することで事業者にとっても報告しやすくなると期待される。

【★5 獲得に事業者に対するインセンティブ付与について】

- ★5 獲得に事業者に対するインセンティブ付与についても賛同する。事業者に取り組みを促していく際には、評価の一貫性を保つことが重要であり、同じ取組を行っているにもかかわらず、評価が短期的に下がってしまうといった事態は避けるべきである。★5 の事業者は区別がつかないため、トップオブトップを明確にすることは良い。
- 可能であれば、2023 年度に満点を獲得した事業者の割合を教えて欲しい。
- 今後の制度の見直しについては、参加事業者を増やしていくことが重要である。昨年度、今年度ともに提出事業者数の増減が議論の対象となった。様式提出に関する義務と任意の境界線が存在すること、公表意向に関する配慮も影響しているかと認識。エネルギー事業者全体の取組を底上げすることが重要である。
- ★5 事業者が増加している中で、満点事業者とそうでない事業者の差別化についてはモ

モチベーションとして意義はあるが、消費者の公表結果の受け取り方が多様化してしまうことも念頭に置いて検討する必要がある。また満点は、次年度に先の目標が見えない場合、事業者にとって無用なプレッシャーになり得る可能性があり、また消費者にとっては満点でない事業者にマイナスイメージを抱く可能性や、逆により良い事業者へ乗り換えたいというスイッチングの動機にもなり得る可能性がある。そのような多様な受け取り方の可能性を踏まえ、満点でない事業者に対しては加点やコメント等の記載によるフォローがあると良い。また、評価委員会として全体の評価結果に対する講評や分析を発表することも理解を広めるためには良い。

- 概ね異論はない。満点事業者へのインセンティブは、任意の制度か義務なのかによるが、各事業者がどの評価項目でどのように点数を獲得できているのか、透明性が明らかになればライバルの★4事業者にとっては自分が不足している部分を確認可能となり、取り組むモチベーションになる。

【ベストプラクティス集の更新について】

- ベストプラクティスについて、大阪ガスの取組は需要家の声を踏まえたものであり大変素晴らしいと感じた。
- ベストプラクティス選定の考え方については賛成である。
- より一層の認知度向上が必要である。さらに本制度の PDCA サイクルを回していく中で Check の機能として事業者に対するアンケート調査なども検討してほしい。個人的には本制度の認知度は高まってきていると認識しているが、今後さらなる認知度向上の取組が必要。新規の報告制度の検討においては、本制度との違いや趣旨をわかりやすく伝えることが重要である。

【2024年度 制度運用スケジュール及び中長期的課題について】

- 制度運用スケジュールについて説明が行われた。スケジュールに関する異議はなかった。

【参考として示された新制度案に関して ※非討議対象】

- 自由指標をポジティブに活用することも検討してほしい。規定指標と自由指標をうまく組み合わせることで事業者による創意工夫の余地を作り出していくことも可能。制度導入初期は事務局側も事業者側も手探りで進めているところもあったが、ベストプラクティスを広めていけると良い。
- 新規制度を活用し、アンケート等による実績ベースで需要家の行動変容を評価することが重要である。
- 新規制度案については、概ね支持する。省エネ効果量の定量化について、情報提供等によるみなし効果を推定するのは難しい。ただ、比較的高効率給湯器の販売等は定量化し

やすいのではないかと。定量化ルールの整備として最初に着手しやすいかと思う。

【その他】

- どのくらいの消費者が本制度の結果を活用しているかという点が、ガイドラインを見直すうえで重要である。

(オブザーバーのご意見)

【評価基準の明確化について】

- 評価基準の明確化について異論はない。
- 評価基準の明確化について異論はない。慣れていない事業者にとっても回答し易い基準に整理されたと考える。

【★5 獲得に事業者に対するインセンティブ付与について】

- 電気事業者の電力データ開放の取組が進められている。具体的なサービスの提供はまだ今後の取組だと認識しているが、家庭の電力データを使用した情報・サービスの提供を評価する視点を加えてはどうかと感じた。再エネの有効活用に向けた上げ DR は行動変容を促す良い施策であるため、より高く評価すべきである。
- 今回提示されたインセンティブ付与方法案について、配点の変更や評価項目の見直しは事業者の負担増加や努力義務のない事業者の参加意欲低下につながる。参加企業を増やすことや低評価企業の底上げが重要であるため、参加へのインセンティブが必要である。省エネ大賞だけでなく、中小事業者を含めて幅広く評価されるような場の創設や、消費者への本制度に関する情報発信も進めてほしい。
- インセンティブ付与方法については実際にインセンティブになるのかどうか検討が必要である。
- 制度の周知をしっかりと進める。事業者の負担にならないようことが望ましい。

【参考として示された新制度案に関して ※非討議対象】

- 今後の新制度の在り方としては、全面自由化された市場において自由競争を妨げないものとする必要があるとあり、全て義務化することには懸念がある。本制度の趣旨はできるだけ多くの消費者に省エネに取り組んでもらえるようにすることであり、対象事業者については可能な限り広くカバーするようにしてほしい。また、評価項目が例示されているが、例えば先日の省エネルギー小委員会でもコンサルティングの件数を横並びで公平に評価できるのか、といった意見が出ていたと認識。事業者の実態がうまく反映されるように検討されたい。
- 新電力事業者としては、詳細検討にあたり事業者の実態に即した検討をお願いしたい。公表を求める事項について、厳しい指標の設定により事業者の負担が大きくなり、事業

者の参加が広がらないことがないよう、考慮いただきたい。また、今後の詳細検討にあたり実例として、一部の小売事業者は、代理店や取次店が実際の顧客接点を持っており、顧客への情報提供の実態を把握することが難しいケースが考えられる。また、他の商品・サービスと電気・ガス商品をバンドル販売し、複数の商品をまとめて顧客接点を持っている場合もある。顧客接点の量や深さは、各サービスにおいて営業機密に近い情報となり、明かせないこともあり、開示する上での課題となりうる。さらに、機器販売について垂直統合で手がけている事業者ばかりではなく、機器や販売事業者の紹介により普及促進を図っている場合もあり、協業している事業者の機種ごとの販売台数を集計することは負担が大きい。さらに、そもそも協業している事業者に情報を開示してもらえないということも考えられる。このような営業実態に即した制度の検討をお願いしたい。

(事務局)

- ★5の事業者の半分程度が満点を獲得している。★5でもさらなるジャンプアップや維持はモチベーションになる。事業者へのプレッシャーや消費者によるスイッチングの動きが必ずしも悪いこととは限らないため、今後の動向を確認していきたい。課題解決に向けて新しい制度を本制度と繋げることも検討していく。
- 事業者の負担にならないよう、省エネコミュニケーション・ランキング制度の見直しを検討していきたい。

以上

2 エネルギー小売事業者による省エネ情報提供の実施状況に関する報告様式

(2) 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針等に基づく情報提供の状況

第1表

事業者の名称	
報告の対象となる事業	1. 小売電気事業 2. ガス小売事業 3. 液化石油ガス販売事業
当該事業の小売供給契約の件数	1. 30万件超 2. 30万件以下
小売供給契約の件数が30万件以下の場合、本様式の記入内容に基づく評価結果の資源エネルギー庁ウェブサイトにおける公表意向の有無	1. 公表意向あり 2. 公表意向なし
情報提供の実施状況をまとめたウェブページのURL等	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 小売電気事業、ガス小売事業、液化石油ガス販売事業のうち、複数の事業について報告をする場合は、事業ごとに各表を作成すること。
- 3 「小売電気事業者」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。
- 4 「ガス小売事業者」とは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者をいう。
- 5 「液化石油ガス販売事業者」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第6条に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。

第2表 基礎項目の情報提供の状況			
項目	記入欄		備考欄
指針1.(1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1.(2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1.(3) エネルギーを消費する機械器具の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1.(4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針2. 他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針3. 指針1.(1)～(4)及び2.に掲げる情報を集約した上で一般消費者への提供	①提供状況	1. 全て集約している 2. 全ては集約していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 全て集約している」を選択した場合、集約している情報の項目、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第3表 追加項目の情報提供の状況（情報提供の内容）			
項目		記入欄	備考欄
追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に 資する情報 ※小売電気事業者のみ回答す ること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供取組	1. 再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供 2. 非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援 3. その他、非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供 4. 上記1、2を実施 5. 上記1、3を実施 6. 上記2、3を実施 7. 上記1、2、3を実施	該当する選択肢を選択。
	③提供内容		②にて「1. 再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	④提供内容		②にて「2. 非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑤提供内容		②にて「3. その他、非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑥情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	⑦実施内容		⑥にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目2. 供給する電気の電線構成に関 する情報 ※小売電気事業者のみ回答す ること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	③情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	④実施内容		③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目3. 時間ごとにきめ細かにエネル ギー消費量を可視化した情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	③情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	④実施内容		③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目4. 一般消費者が行う電気の需要 の最適化に資する情報 ※小売電気事業者のみ回答す ること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供取組	1. 電気の需要の最適化に資する料金メニューや節電プログラムの提供 2. 蓄電池等の電気の需要の最適化に資する機器導入の支援 3. その他、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供 4. 上記1、2を実施 5. 上記1、3を実施 6. 上記2、3を実施 7. 上記1、2、3を実施	該当する選択肢を選択。
	③提供内容		②にて「1. 電気の需要の最適化に資する料金メニューや節電プログラムの提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	④提供内容		②にて「2. 蓄電池等の電気の需要の最適化に資する機器導入の支援」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑤提供内容		②にて「3. その他、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑥情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	⑦実施内容		⑥にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第3表 追加項目の情報提供の状況（情報提供の内容）			
項目		記入欄	備考欄
指針1.(5) その他、エネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に関する情報の提供	①状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供取組	1. エネルギー料金・使用量の手簿サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の可視化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	該当する選択肢を選択。
	③提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	④提供取組	1. エネルギー料金・使用量の手簿サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の可視化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	・複数の取組を提供している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑤提供内容		・複数の取組を提供している場合に記入。 ④にて提供している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑥提供取組	1. エネルギー料金・使用量の手簿サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の可視化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	・複数の取組を提供している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑦提供内容		・複数の取組を提供している場合に記入。 ⑥にて提供している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1：用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第4表 追加項目の情報提供の状況（情報提供の方法）			
項目		記入欄	備考欄
追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目3. 提供する情報の閲覧率を高める工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	④実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目4. 提供する情報の閲覧率の測定	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目5. その他提供方法に関する創意工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	該当する選択肢を選択。
	③実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
	④実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	・複数の取組を実施している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑤実施内容		・複数の取組を実施している場合に記入。 ④にて実施している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑥実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	・複数の取組を実施している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑦実施内容		・複数の取組を実施している場合に記入。 ⑥にて実施している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。